

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

## 1 日時

平成24年10月10日（水曜日）

午前10時4分開会、午後5時10分散会

（うち休憩 午前10時21分～午前10時23分、午前11時5分～午前11時13分、  
午前11時59分～午後1時4分、午後2時59分～午後3時12分）

## 2 場所

第3委員会室

## 3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、  
岩渕誠委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

千葉担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

## 6 説明のために出席した者

### (1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部长兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、  
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、  
戸館観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、  
高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、木村商工企画室企画課長、  
猪久保雇用対策・労働室労働課長

### (2) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、多田教育次長兼学校教育室長、  
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、  
永井教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、  
藤澤学校教育室学校企画課長、松葉学校教育室主任指導主事兼特命課長、  
小菅学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
高橋学校教育室特命参事兼高校教育課長、  
福士学校教育室首席指導主事兼特命課長、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、  
田村学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、西村生涯学習文化課総括課長、

佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、  
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、  
漆原教職員課特命参事兼小中学校人事課長、  
土川教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

根子副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、大槻法務学事課総括課長、  
鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(請願陳情)

受理番号第 55 号 福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る価格高騰対策及び  
国への適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願  
願

(議 案)

議案第 1 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 7 号 平成 24 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 43 号 職業能力開発促進法施行令条例

(請願陳情)

受理番号第 49 号 津波被災者の生活再建の早期充実を求める請願

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

議案第 1 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

(請願陳情)

受理番号第 50 号 学校図書蔵書整備・充実に関する請願

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第 1 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 3 号)

(4) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行  
います。

なお、宇部産業経済交流課総括課長は病気療養のため欠席となりますので御了承願いま

す。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。なお、本日の日程であります。受理番号第 55 号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願については、当商工文教委員会のほか環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要となる可能性があるため、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので了承を願います。

それでは、受理番号第 55 号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち、2の(3)でありますので御了承を願います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元に配付しておりました福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願についてという 1 枚物の資料で説明をしたいと思っております。当委員会の所管につきましては、2の(3)でございますので、その内容につきまして御説明申し上げたいと思っております。

まず、石油価格高騰の背景でございますけれども、2011 年版のエネルギー白書によりますと、石油資源の獲得競争が激化していること、中東、北アフリカ地域での政権打倒などに伴う混乱の中での供給停止リスク、資源開発が次第に難易度が高い地域に展開してコスト高になっていることなどを挙げております。

次に、原油価格の市況であります W T I 原油先物価格でありますけれども、2009 年が 1 バレル 61.69 ドル、2010 年が 79.40 ドル、2011 年が 95.05 ドルでございます。ことし 8 月時点では 1 バレル 95.11 ドルとなっております。

次に、農林漁業に対する支援策であります。いわて未来農業確立総合支援事業による省エネ施設等の導入支援、森林整備加速化・林業再生基金事業による省エネ機械等の導入支援、また水産業では漁業構造改革総合対策事業による設備導入支援、共同利用漁船等復旧支援事業による被災した漁船等への省エネ型機関や漁労設備の導入支援、漁業経営セーフティーネット構築事業による原油価格の上昇に対応した補填措置があります。また、融資制度としましては、長期運転資金として幅広い資金使途に対応できる農林漁業セーフティーネット資金などがあります。

次に、中小零細企業に対する支援策であります。まず運輸業に対する支援策でございますけれども、県単事業の運輸事業振興費補助があり、営業用自動車の公共性に配慮いたしまして、輸送力の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの削減などを目的に、社団法

人岩手県トラック協会、同じく社団法人岩手県バス協会に対して補助しております。

また、県単融資としまして、中小企業経営安定資金に原油高対策枠がございまして、原油の仕入価格が10%以上上昇した場合、仕入れ価格が売り上げの10%を占める場合、価格上昇を転嫁できないといった事業者につきましては、8,000万円までの融資を受けられます。また、国におきましては、政府系金融機関によるセーフティーネット貸し付けとしまして、社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している事業者に対しましては、4,800万円以内で設備、運転資金の融資が受けられるということになっております。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 原油価格の推移はこういうことになって、ことしの場合は恐らくこれからまたさらに高値安定になるのではないかと。さらに、これ環境税もついてきますね。そういう新たな値上がり要件があるのではないかと思います。農林漁業に対する支援策はどちらかというと農林水産部関係なのだと思いますけれども、都合上、松川総括課長が説明していますから少し聞きますけれども、農林漁業に対する支援策は、具体的に額としてどうなっているのか、補助率としてどうなっているのか、わかったら示していただけませんか。

あと、中小零細企業に対する支援策で運輸事業振興費補助、これは県単で3億2,000万円、それなりの額だと思いますけれども、これは社団法人岩手県トラック協会、社団法人岩手県バス協会、それぞれ幾らの補助額になっているのか。協会への補助ということになると、加盟している事業者に対してはどのようなふうになるのか。どのような形で使われるのか示していただきたい。

あと、県単融資制度というのは、実際には活用されているのか。県内の中小業者の具体的な影響をどのような形で把握されているのか示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、農林業の補助の関係でございまして、いわて未来農業確立総合支援事業につきましては、私の所管ではございませんので正確なところではないかもしれませんが、実施主体が集落営農組織を対象といたしまして、補助率が機械設備の補助の場合は県が3分の1もしくは5分の1、それから基盤整備の場合は県が2分の1となっております。平成24年度の予算額につきましては、2億3,800万円余となっております。

それから、林業関係でございまして、森林整備加速化・林業再生基金事業でございまして、これにつきましては補助率は定額でございまして、1,000平米当たり200万円となっております。上限が2分の1という配分でございまして、補助額につきましては、予算額でございまして、1億8,700万円余となっております。

それから、漁業構造改革総合対策事業でございまして、定額補助ということで、これも詳細はよくわからないところもございまして、水揚げ金額では賄えない経費の10分の9を支援するようになっております。補助額につきましては、これは国費ベースか県費ベースか不明ですが、30億円となっております。

それから、共同利用漁業等復旧支援対策事業でございますが、補助率でございますが、国が3分の1、県が9分の4となっております。予算額につきましては6億7,500万円余となっております。

それから、運輸関係の補助の内訳でございますが、社団法人岩手県トラック協会に対しては2億5,000万円、社団法人岩手県バス協会につきましては7,000万円となっております。

それから、中小企業経営安定資金の活用でございますけれども、実はこれは原油対策以外にも円高対策とか、それらも全部まとめてなっております。中小企業経営安定資金ということで、大変申しわけございませんが、まとめて申し上げますと、平成24年の8月末時点の融資実績でございますけれども、174件で24億4,795万円となっております。

岩手県バス協会、それから岩手県トラック協会の使われ方でございますけれども、主には旅客、貨物の輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化の防止、その他の環境の保全に対する事業等でございます。

○**斉藤信委員** 異常な円高というのは、輸入する場合にどのぐらい寄与しているのか。普通なら、これだけの円高だと輸入は安くなるはずなのです。だから、原油価格というのはこうかもしれないけれども、これは円高を加味したものですか、それともこの額から円高というのが相殺されるということになりますか。

○**松川経営支援課総括課長** 円高につきましても、確かに輸出の際に非常に影響が出るということが考えられます。それから、輸入されている原油価格でございますけれども、タイムラグというのも生じておまして、輸入の際に先物取引である程度価格を決めて、その上で何カ月後かに輸入されているというのが実態であると思っておりますので、若干そういったタイムラグが生じるのかなと思っております。

○**斉藤信委員** わかりました。いずれにしても原油価格が高値で推移して、灯油でいいますと、10年前は1缶800円ぐらいでした。今1,600円を超えていますから、倍以上ですね。ずっと高値で推移しているのです。今までは、最初は高くても後はずっと下がったのだけけれども、ことしの場合は下がる要素がない。だから、高値安定でもっと高くなる危険性がある状況になっているのではないかと。そういう点では、これは我々庶民だけではなくて、県内の中小業者、農林漁業者への影響というのも大変危惧されるわけで、今度の請願はぜひ採択して、そして国への対策の要望とあわせて、県もさらなる支援策を講じることが求められているのではないかとということで、私の質疑を終わります。

○**熊谷泉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

環境福祉委員会はまだ請願を審査中のことでもありますので、これより意見書の検討に入るわけではありますが、環境福祉委員会の審査状況によっては内容が変わる可能性もありますことから、請願の審査を一旦中断し、議案の審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

それでは次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費及び第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費第1目庁舎等災害復旧費中、商工労働観光部関係、第5項商工労働観光施設災害復旧費並びに第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1、並びに議案第7号平成24年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○桐田副部長兼商工企画室長 商工労働観光部関係の平成24年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係は、5款労働費の790万円、その下の5ページの7款商工費の7億3,836万3,000円、続いて6ページに参りまして第11款災害復旧費の1項庁舎等施設災害復旧費のうち301万4,000円、5項商工労働観光施設災害復旧費の87億739万2,000円、合わせて94億5,666万9,000円の増額補正であります。項及び目の区分ごとの主な内容につきましては、予算に関する説明書により、これから御説明を申し上げます。金額の読み上げは省略させていただきますが、よろしく願います。

それでは、説明書の41ページをお開き願います。説明書の41ページは、5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費でございます。右端の説明の欄を御説明いたします。事業復興型雇用創出助成金支援事業費は、助成金の活用を促進するため、沿岸部を中心に、現地で事業所に対する利用の案内や、申請書等作成の支援などを行おうとするものであります。

続いて52ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費のものづくり復興人材育成事業費は新規事業であります。これは、被災した県内ものづくり産業の復旧、復興からさらなる発展を担う人材を育成するため、企業人材を対象とした生産技術の高度化研修会等を実施しようとするものであります。

同じページの2目中小企業振興費の右の説明欄ですが、岩手産業復興機構出資金は被災事業者の二重債務解消を支援するため、岩手産業復興機構に出資をしようとするものであります。今後の債権買い取り額の増加見込みに対応して出資を増額しようとするものであります。

次の次世代モビリティ開発拠点形成推進事業費補助は、東日本大震災からの復興を自動車関連産業の復興により牽引するべく、文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムと一体となりまして、次世代モビリティ開発拠点の形成に向けたイノベーション創出と人材育成を推進するため、財団法人いわて産業振興センターに対して、プロジェクトディレクターなどの設置の活動経費を補助しようとするものであります。

次に、3目企業立地対策費の企業立地促進奨励事業費補助は、県内の工場等の立地を促進するため、市町村が実施する事業に対し補助するものであり、補助対象となる企業数の増加見込みなどにより増額しようとするものであります。

次に、54ページをお開き願います。54ページは、7款商工費、2項観光費、1目観光総務費でございます。北三陸観光復興推進事業費は新規事業であります。来年4月から開始される北三陸を舞台としたNHK連続テレビ小説あまちゃんの放映と連動いたしまして、北三陸の特色ある観光資源の首都圏に向けた情報発信を行って誘客を促進しようとするものであります。

次の東アジア観光客誘致事業費も新規事業であります。国際観光において、本県の主要市場である東アジアの観光客をターゲットといたしまして、旅行会社、メディアの招請や、現地での広告支援などを行い、研修視察や復興支援ツアーのモデル確立、本県の安全・安心をアピールすることにより、震災以降回復のおくれている外国人観光客の誘致を促進しようとするものであります。

同じページの2目観光施設費であります。みちのく岩手観光案内板整備事業費は、県内にある観光案内板の整備、改修を順次行ってきているところでありますが、今回、先ほどのNHK連続テレビ小説、あまちゃんの放映もありますので、本県の観光客の増加が見込まれ、その受け入れ態勢の整備の一環として、前倒しをいたしまして久慈市周辺7カ所の観光案内板の改修を行おうとするものであります。

続きまして、74ページに進んでいただきます。11款災害復旧費であり、1項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費のうち、右の説明欄に書いてある2番目に公共職業能力開発施設災害復旧事業費がありますが、これは被災した公共職業能力開発施設の解体撤去に係る調査設計及び工事管理の委託などに要する経費であります。

続いて、78ページをお開き願います。78ページは、5項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費であります。中小企業復旧・復興支援事業費であります。これはいわゆるグループ補助金であります。中小企業の復興を支援するため、所要額の増額を行うものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたしますが、議案（その1）に戻っていただきま

す。議案（その1）の8ページをお開き願います。議案（その1）8ページ、第3表債務負担行為補正、1追加、そのうちの事項の1番目、離職者等再就職訓練事業であります。これは離職者等の職業訓練の期間が翌年度にわたることから、期限及び限度額を定めて債務を負担しようとするものでございます。以上で一般会計の補正予算の説明は終わります。

続きまして、特別会計の御説明を申し上げますが、同じ議案（その1）の27ページをお開き願います。議案第7号平成24年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）でございます。第1条に記述してありますとおり、歳入歳出予算のそれぞれに3億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ144億6,825万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、何度も恐れ入りますが、予算に関する説明書をお開きいただきますが、120ページでございます。予算に関する説明書の120ページ及び121ページをごらんいただきます。歳入歳出予算の補正予算額及び計につきましては、先ほど議案（その1）で申し上げました金額のとおりでございます。

まず、歳入について御説明いたしますが、122ページをお開き願います。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。これは前年度からの繰越金の確定に伴い、その分一般会計からの繰入金を減額しようとするものでございます。

その下の123ページであります。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度からの繰越金の確定に伴い増額をしようとするものであります。

続きまして、124ページをお開き願います。124ページは、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入でございます。これは前年度からの繰越金の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

次に、歳出であります。125ページに参りまして、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費、1目設備資金貸付費及び2目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴いまして、それぞれ貸付金を増額するものであります。

次の126ページをお開き願います。126ページは、2項貸付事務費、1目貸付事務費でございます。前年度からの繰越金の確定に伴いまして、充当する財源を繰入金から繰越金に組み替えするものでありますので、補正予算額の欄はゼロと、空欄となっております。

以上で、当部の補正予算議案について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○軽石義則委員 商工業総務費のものづくり復興人材育成事業費の内容について、ものづくりといっても幅広い部分がありますけれども、具体的にどのような内容でこの事業を展開しようとしているのか。また、その目的達成をどのようなところに置いてこの事業を進めようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 ものづくり復興人材育成事業費につきましては、沿岸のものづくり企業が先行する形で復旧、復興が進んでおります。そういった状況

を踏まえまして、復興からさらなる展開ができるような状況を考えた際に、人材がやっぱり重要だろうということで、一つは生産技術高度化研修会ということで、実際の現場に行き生産技術等々、高品質で物をつくといったものを沿岸の企業の技術者の方々が学ぶ実践研修会、それから生産管理や品質管理など、技術プラスアルファの経営の部分もわかるような技術者を育成しようということで、MOTという言葉がありますが、マネジメント・オブ・テクノロジーということで、技術経営だとかというふうに言われていますが、そういった付加価値を高めるような技術者を育成するための研修会を行いたいと思っております。

それから、あわせて沿岸地域の中高生が対象になるのですが、職業観の醸成ということで、将来いろんな職業があるということについて、実践的に大きなステージでいろんな仕事を紹介するとか、将来を担う人材についても、ものづくり等々に関心を持ち、職業観の醸成もしたいということで、三つの事業を進めたいと思っています。復興をさらに、より確かなものにするためにということで、職業人材の育成、さらには将来を担う中高生を対象の研修ということで、沿岸地域の産業振興が今まで以上に高まるといったところが事業の効果として見たいと思っています。

○**軽石義則委員** 人数的な規模というものはどのように想定しておられるのでしょうか。

○**佐々木科学・ものづくり振興課総括課長** 生産技術の高度化については20名程度、それからMOTと申しあげました経営もわかるような技術者の養成も20名程度、それから職業観を醸成するといった中高生対象については200名から300名程度と想定しています。

○**軽石義則委員** ありがとうございます。沿岸を中心にとということでございましたけれども、沿岸で仕事に復帰するのはなかなか厳しいという環境の中で、内陸のほうにも沿岸から来て仕事を再開している方々も多くいると聞いておりますけれども、その方々は対象にはならないのでしょうか。

○**佐々木科学・ものづくり振興課総括課長** 対象になります。

○**福井せいじ委員** 何点かお聞きします。

まず一つ、7款1項3目企業立地対策費、企業立地促進奨励事業費補助、昨日小野寺好議員からも質問があったのですが、既に9社の立地が決まっており、780名の雇用創出があるということですが、この9社は県内の企業の増設とか新設なのか、それとも県外のものなのか。それからあと、3億円余の補正予算を組むわけですがけれども、今後の計画についてどのような形で今動きがあるのか、もしわかったらそれを教えてください。

それから2点目は、7款2項1目東アジア観光客誘致事業費なのですが、これは今はやはり中国、台湾、韓国等との尖閣、それから竹島問題がありますが、今行くべきではないのではないかなと思うのですが、もう少し時期を見るべきだと思いますが、その件についてまず教えていただきたいと思っております。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** 企業立地促進奨励事業費補助でございます。こちらにつきましては、基本的に誘致企業ということにはなるわけですがけれども、既に県内で操業

している企業、こういったところの増設も、これも対象にしております。これら増設につきましては、県北・沿岸に限った部分ではございますけれども、地場企業の部分も対象にしていると。制度設計そのもので基本的には誘致企業のインセンティブと考えてきたところではございますが、何度か制度改正をしながら県北・沿岸への誘導というところで、地場企業、要件緩和を行いながら地場も含んでいると。ただし、9社の中で実際にもととの純粹の地場で今回の補助対象になっているものはございません。(福井せいじ委員「ないの」と呼ぶ) 地場ではですね。既に誘致しているところの増設というのはございます。

そして、今回の3億円の補正でございますけれども、これは既に昨年度等で立地決定して、その後工事着工して操業開始したといったようなところを今回対象にしておりまして、そもそも当初予算で全額組めばいいのですけれども、やはり予算が厳しいということで、操業の都度補正で対応していつているところではございます。したがって、今後も既に立地決定をして順調に操業開始するものにつきましては、適時適切に補正を組みながら増額をさせていただいて、これは市町村に対して補助するものでございますので、市町村と連携をして補助していくということになろうと思います。

○戸館観光課総括課長 東アジア観光客誘致事業であります。これは台湾を対象市場として想定しておりまして、本県のインバウンドの中では最もボリュームのある市場でありますし、秋にもチャーターが来るということになっておりますので、中国ほど政治的にそこまで緊迫しているところではありませんし、何といたってもそういう交流が必要ですので、ここを何とか回復させて、ほかの市場にもいい影響が出るようにしたいと思っておりますので、今誘致を予定しているところでした。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。企業立地促進奨励事業をもう一度確認します。そうすると、9社というのは補正前の実績であるのかどうかということと、9社780名の雇用創出ですね。補正後に何社ふえるのかどうか。ふえる企業数、それから雇用の創出がどれくらい見込まれるのか教えてください。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 今回の9社につきまして、9社780名というのは、これは補正の部分に対応するものでございます。それで、当初の部分もございまして、当初から累計をいたしますと、この6億3,000万円余の補助金は、トータルで18社、これを社員数として約1,600名程度を見込んだ部分になっております。

○岩淵誠委員 何点かお聞きしますが、初めに東アジアの観光対策、今話が出ましたのでそちらを先にやりますが、この事業費そのものは台湾というお話であります。今福井委員も御指摘になりましたけれども、いろいろな問題が起きる中で、実は、これきょうからやっているのかな、ソウル事務所で、ソウルの観光エージェント向けに、観光協会主催だったと思いますが、観光誘致をやっているわけでありましてけれども、今後の東アジアの観光のあり方について、現在は中国あるいは韓国、そして台湾という形でやっておりますが、諸般の事情に鑑み、あるいは経済効果を鑑み、やはり優先順位というものをつけて、岩手県としてどこをターゲットにするのかということをはっきり順位づけをしていってもいい

のではないかと考えております。それについてお聞きをいたします。

それと、今回のソウルでの関係につきましては、県内業者、いろいろ懸念をしておるのは、ソウルの北東北3県事務所のあり方であります。これは、それぞれ各県順繰りで所長が出ますから、その所長の輩出県の観光戦略に引っ張られているのではないかという意見もあるわけでありまして、例えば秋田県でありますと、ほとんど韓国が中心のものでありまして、たまたま今回はソウルの事務所長は秋田県の出身だということで、どうも各県の観光戦略とちょっとずれが生じるのではないかということをご指摘する声があるのですが、その辺についてどうお考えですか。

○戸館観光課総括課長 まず、東アジアの優先順位をつけるべきではないかという御質問でございますけれども、その時々々の政治情勢等によって当然さまざまな影響を受けるわけでありまして、現状ですとやはりそういう意味では台湾の市場をきちんと回復させることが第一だと思いますし、中国、韓国につきましてはいろいろな動きがありますので、その状況等を注視しながら、状況が好転したときにスムーズに誘客ができるように必要な手は打っておく必要があるだろうと考えております。

それから、ソウル事務所の運営の関係でありますけれども、御指摘のとおり、所長は各県持ち回りで2年ごとに交代ということでありまして、4道県の運営協議会を持ちまして必要な事項につきましてはすり合わせをし、調整しながら運営をしているというところがございます。

○岩淵誠委員 参考までに、中、韓、台のそれぞれの本県への来訪者数、それから平均的な購買金額というか、そのあたりまで資料があればお示しをいただきたいと思っております。

○戸館観光課総括課長 来訪者数でありますけれども、平成23年度の実績で申し上げますが、観光客の分でありますけれども、中国は1,086名、それから韓国は4,633名、それから台湾が1万2,993名となっております。

消費の動向につきましては、国別のものは把握しておりませんが、訪日外国人の総額で申し上げますと平成23年度で7億6,300万円と聞いております。

○岩淵誠委員 ありがとうございます。いずれデータ的に見ても、台湾からの誘致をどう回復あるいは拡大していくかというのは、経済的にも非常に効果があることだと思います。基本的に民間の部分ですから、韓国でも中国でもどんどん来ていただいて構わないと思いますが、問題は、なぜ私がソウル事務所の話をしたかということ、それぞれ各県ごとにお客さんが違うところで、無理やり乗っかってやる必要はないだろうと。各県ごとの観光戦略があるわけですから、そちらを優先してやるべきであって、そういったところの区分けはきちんと持っていたほうがいいのではないかなということ。もちろん韓国、中国に対しても、良識的な皆さんに来ていただいて、よく理解していただくことは大事なことだと思うのですが、部長にお伺いしますが、今後の東アジアの観光戦略の順位づけということ、先ほど課長から答弁があったわけですが、改めて部の責任者として、どういった方向で今後の海外からの観光の受け入れをしていくのか、そしてメーンターゲットはど

こになるのかということをお示しいただきたいと思います。

○**橋本商工労働観光部長** インバウンドにおける東アジアの戦略ということでございますが、順位づけということから申しますと、先ほど戸館総括課長が答弁したとおり、まず本県でチャーター便として運航してきた台湾の実績というものは最も比重が大きいと思っておりますし、経済的な効果、あるいは県内の周遊ルートについても一定の認知がなされているというようなことからいたしましても、まずは台湾を回復させたいと思っておりますし、その次には香港、韓国といったところが、これまでの過去の実績からいたしましても有望な誘客対象市場だと考えておりますし、中国本土におきましては、現在尖閣問題があつて困難な状況にはありますが、マルチビザの解禁、富裕層を初めとする高所得者層の旅行ニーズ、高所得者層の人口の多い中国からの誘客を図っていくということで、まず台湾、香港、韓国、そして中国と、東アジアを中心に誘客に重点を置いた取り組みを戦略的に進めていきたいと考えております。

○**岩淵誠委員** ありがとうございます。

それでは、事業復興型雇用創出事業の関係でお尋ねします。今回790万円程度、雇用促進費で計上されております。これ委託料ということですから、事業のルールからいうと民間企業あるいはNPO法人等への委託と思料されますが、このことによってどの程度の雇用ができるのか。

それから、これは厳密に言うと対象区分がありまして、2区分については国や地方自治体の補助金、融資の対象になっている事業、それ以外の事業、それから11区分は生涯現役・全員参加云々とありますが、これは区分ごとでいうと、補正、合わせてどれぐらいの雇用で、区分ごとでいうとどれぐらいそれぞれぶら下がっているのかをお示しいただきたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** この事業で予定しております雇用人数は5名になります。

あと、区分ごとぶら下がっている人数ということでございますけれども、復興型助成金の中の事務費的な取り扱いで計上しておりますので、区分は特にございません。

○**岩淵誠委員** この事業のいただいたものを見ますと、実施期間は平成27年度までで、平成24年度末までに開始したものに対して最大3年間支援をするということにしてお聞きをしております。そうしますと、今年度末までにどの程度雇用の部分で開始できるかというのが非常に大きなポイントになってくるかと思うのですが、この5名も含めて、この事業の中でどれぐらいの雇用を創出できて、それは目標に対してどの程度になっているのか、お示しをいただきたいと思ひますし、それが現状の沿岸の雇用情勢の中で、特にこれは常用雇用に近い部分の支援になりますが、この予算額で果たして現状をカバーできているとお思ひなのか、それをちょっとお示し願ひたいと思ひます。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** この事業につきまして、最終的な目標は1万5,000人の雇用でございますけれども、今年度中に達成しようとする目標数は1万人、これは平成23

年度末からスタートしておりますが、その累計でございます。現時点での達成数字ですけれども、9月末現在で1,463人ということで、まだまだ目標数には届きませんが、9月から申請の対象、労働者数がかなり伸びを示しておりますので、残り半年でさらに伸ばしていきたいと思っております。なお、今回補正を組みました事業費は、あくまでも事務費のほうでございます。先ほど申しました1万5,000人という数字は、この助成金で民間企業における雇用創出を目指す部分です。今回の補正分とは別の人数設定になっております。

○岩淵誠委員 わかりました。いずれ目標と現時点の数字に乖離があるようですので、頑張ってくださいと思います。

最後に、グループ補助金の関係でお尋ねをします。今回一般質問あるいは質疑等でもいろいろ出ていますが、今回の積み増し分で改めてお聞きしますが、どの程度カバーできるのか。いただいた資料によれば、4次の申請段階で、申請グループは175、事業者数は1,918者、申請金額は1,496億円、これに対して決定グループは51、事業者数は751者、決定金額は577億円、非常に残念な結果になっていますが、今回のものでどの程度カバーできるとお考えでしょうか。

○松川経営支援課総括課長 申請の状況は1次から4次までの累計ということで、延べの数になっております。実際の4次までの採択のカバー率といいますか、採択された事業者数、それから申請に対する決定金額ということでいきますと、7割ぐらいカバーしてきております。今回の補正予算は87億円ということで予算を計上しておりますが、これは4次に応募されたグループの中で認定されなかったグループに対する補助分を一応考えております。ただ、当然公募ということになるかと思っておりますので、さらに何グループかはプラスになると思っておりますが、これは申請金額もさることながら、認定する復興事業計画というのをつくっていただきまして、その事業のある程度熟度というものも審査した上で、その上で補助額を決定することになっております。

○岩淵誠委員 今熟度というお話が出ましたが、例えば業種別の決定状況を見ますと、熟度ではないところが採択要件に事実上なっているのかなと思います。例えば製造業、水産加工は41グループ申請して16グループが決定していると、食品製造業は7グループ申請して3グループ、造船業は四つのうち四つ、一方でその他の製造業は37グループ申請して四つ、建設業は九つ申請して四つ、小売業は24グループのうち5グループ、サービス業は39分の10ですが、宿泊業に限れば11分の5、ということで、熟度もさることながら、やはり雇用とかそういったところが今までは重視されてきたという傾向にあると思えますし、それは理解をいたします。一方で、小売、サービス、こういったところがやや出おけている。これは熟度というよりは、まちづくりに合わせてやってきたと、したがって商店街グループ、宿泊業グループというのがだんだんふえてきたと、こういう傾向になると思うのですが、震災から1年半を経た中で、まだまだ雇用の部分は必要といえども、本格的なまちづくりに向けては、やはり業種間の決定のばらつきというものは是正をする必要が当然出てくるのではないかなと思っています。例えば燃料系の部分について見ると、ガスや

ガソリン、石油等のグループ、これは余り採択をされていない、こういうような声も聞かれます。この辺、今後決定に当たってはどのような方針にしていくのか。結局、絶対に予算がないのが悪いのですが、ある中で優先順位をつけていくときに、まちづくりに合わせたことをしていかないと生きた金にならないと思うのですが、この辺いかがですか。

○**松川経営支援課総括課長** まず、採択の状況ということでございますけれども、これは沿岸地域の被災ということですので、製造業の中でも例えば水産加工のグループが多かったとか、こういった傾向はあろうかと思えます。それから、委員御指摘のとおり、土地利用の計画などがなかなか決まらないということもありまして、小売、サービス業などがなかなか申請を出しにくいという状況があったかと思えます。ただ、それぞれのグループの構成、申請される業種によって優劣をつけているわけではなくて、あくまでも出てきた計画の中での熟度、完成度といいますか、連携することによる効果だとか、共同事業を行うことによる効果というようなこと、あるいはその地域経済に与える寄与度といいますか、そういったことが勘案されるということになるかと思えます。今後まちづくりの復興に伴いまして土地利用などが固まっていくという中では、当然のことながら商業、サービス業の方たちなどの申請がされてくるものと思えますけれども、いずれ国に対しては事業の継続ということについては要望してまいりたいと思っております。

○**岩淵誠委員** 最後にします。今土地利用の話が出ましたが、これは視察のときにも申し上げましたけれども、まちづくりが進む中でグループ補助金をお願いしたいという業者がどんどんふえてくるのですが、一つ、これが挙がってきていないという背景には、グループ補助金の事業のお尻と、事業計画、土地利用の計画が合わないところなのです。結局毎回繰り越しをして、本格復興をしたいのだけれども、お金を使いたいのだったら、ちょっと別なところでやらないとお金が回っていかないと、やっぱり土地利用とか復興事業のお尻に合わせたグループ補助金のあり方というものの自由度をもう少し、年度をまたいで繰り越しの手続をしなくていいような、非常に簡素なやり方にしていかないとなかなか手が挙がらないと思えますし、そういったところは県単独でやっている補助金に対してもそういった形をとっていかないと、被災者の負担だけがふえると、こういうことになるかと思えますので、グループ補助金の増額、制度の拡充の中には、そういった事業年度に配慮した予算の使い方を工夫できるように、そういったものもぜひ、県がまずみずから率先して制度設計をして、国にもそういうような制度要望をする、私はその必要があると思えますが、部長に見解を聞いて終わります。

○**橋本商工労働観光部長** グループ補助金につきましては、依然として今後の申請——ただいま委員からも指摘がございましたように、今後土地利用の計画の進捗に合わせて申請も上がってくる可能性が大きいと考えております。したがって、できるだけ現地の実態に即した形で事業が導入されませんと、その事業効果も思うような効果が期待できないということでありますので、できるだけ現地の事業者、グループの皆さん方の声も丁寧に拾い上げながら、それを国への要望等に反映させていく。これは国庫補助金でございます

ので、県独自で運用するというわけにはいかない部分がございますので、被災地の現状に即した形での制度設計といったことも、今後提案することを検討させていただきたいと思っております。

○熊谷泉委員長 この際、審査の途中であります。受理番号第 55 号の請願につきまして環境福祉委員会の請願審査結果が出そろいましたので、当委員会においても中断していただきます。請願の審査を再開することといたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、さよう決定いたします。

環境福祉委員会においては、継続審査と決定したとのことでした。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 それでは、再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものであります。環境福祉委員会の審査結果を待ってから委員会発議することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、先ほどの議案の審査に戻ります。

○工藤勝博委員 私も観光総務費についてお伺いいたしたいと思っております。

まず、1 点目は東アジアの観光誘客事業ですけれども、ことし 5 月に知事をトップとして台湾にセールスに行ったわけですけれども、そういう中で、航空会社、旅行社から大変いい感触があったせいなのか、チャーター便が 8 機来る予定になっていましたけれども、その実績といたしますか、今後の予定も含めてお知らせいただければと思います。

○戸館観光課総括課長 今委員御指摘のとおり、秋のチャーター 8 機、今のところ予定されておまして、変更等も入っておりませんので、そのとおりに来るものと、申しわけございません、失礼いたしました。秋季に 12 便のチャーターの運航が決定されておまして、その内容で来るものと承知しております。

○工藤勝博委員 去年は原発の事故ということで大変な思いであり、そういう旅行者のキャンセル、特に、外国人観光客のキャンセルが多かったわけですけれども、ことしは 9 月に入って外交問題でまたそういう一つの大きな壁ができたわけですけれども、この予算も含めて、いかに効果の上がる誘客を進めるかということを考えれば、従来の発想だけではなかなか難しいのかなという思いをしております。この内容を見ますと、旅行社あるいは民間の皆さんを現地に呼んで、そしてまた岩手の魅力を発信するということになるわけですけれども、それからもう一歩踏み込んだ誘客のあり方というものも考えていかなければならないのかなという感じを私は持っています。特に現地の旅行者の皆さんは、直接ネ

ットで、岩手はこういうところなのだ、岩手に来るとこういう食べ物があるのだというのは事前に把握しているということが言われています。それをうまく、こっちの現地から逆に発信できるような方策を考えるべきだろうと思います。そういう予算を組んででも、せっかくの機会を捉えながら多くの皆さんに来ていただくためにも、もう一工夫してもらえればなと思います。

また、もう一つ、新規の北三陸の観光の関連事業、復興推進事業費ですけれども、NHKの連続テレビ小説が半年間流れるということはすごい大きな力になると思いますし、もうロケも始まっているわけですけれども、そういう中で岩手にはこういうところも魅力があるよということをさらに、案内看板だけでは、来て見た人でなければわからないと。それ以上に何か工夫をされたらいかかかなと思って、お聞きしたいと思います。

**○戸館観光課総括課長** 東アジアの誘客の関係、それから北三陸の誘客、情報発信についてさらに工夫してはどうかと、こういう御質問だと思います。今回の台湾に関しては、メディアのほかに、いわゆるブロガーをこちらに招請しまして、ブロガーを通じての情報発信ということも考えております。それから、広告支援の中では、台湾の路線バスや、MR T — 地下鉄のようなものですが、台湾の公共交通機関ですが、そこに広告を出すということも今検討しております。あわせて、台湾でランタンフェスティバルという大きなのをやっていますが、ここに県内の郷土芸能を派遣してPRすると、こういったようなことも考えておまして、従来よりも大分踏み込んだ内容の発信になるのではないかなと思っております。

それから、北三陸の関係では、従前のようなパンフレットですとかポスターですとか、そういったものも製作いたしますけれども、情報発信を補完するという意味で、山手線に交通広告を掲載したいということも考えてございます。そういった従来にはないものも取り入れて情報発信を強化していきたいと考えております。

**○工藤勝博委員** 台湾からお客さんをお呼びだけではなくて、必要なのは、我々も、岩手県人も台湾に行って魅力を伝えるということも大きな力になると思うのですが、そういうことも考えながら、相互交流ができるような事業もこれからあっていいのではないかなと思いますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

**○戸館観光課総括課長** こちらからも台湾に旅行に行っているということであります。この秋にもチャーターが何便か計画されておりますので、ある意味そういったような効果もあるのかなと思いますけれども、相互交流というのは、委員御指摘のとおり大事なことだと思いますし、こちらから外国に出かけていくというのは、我々観光サイドだけではなくて、ある意味県の総合力みたいなものも必要になってまいりますので、それについては今後の検討課題とさせていただきますと思います。

**○斉藤信委員** 予算書に沿ってお聞きしますが、事業復興型雇用創出助成金支援事業、先ほども議論ありましたけれども、この委託料はどこに委託をするのかということと、あと事業復興型の実績、先ほど1,463人と、これは事業所数ではどういうふうになっているの

か、ここにとどまっている要因は何かと。ことし1万人ですから、10%をちょっと超えたというところなので、本当に目標にふさわしく、これを活用するためには何を改善して、どうすればいいのか、まずそのことをお聞きします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初に、委託先でございますけれども、現在年度当初より既にこの事務処理を委託しておりますパソナという会社がございます。申請書の書類チェック等を現在委託しております。そこにこの業務を追加して委託しようということで考えております。

二つ目に、実績の事業所数ですけれども、先ほど1,463人という人数を申しました。事業所で申しますと367事業所となります。阻害の要因でございますが、以前からお話のありました制度のスキームでの問題点は、これは変わらずあると思っておりますけれども、さらには、まだまだ広報といいますか、周知に力を入れていく部分に余地があるかと思っております。制度改正については、国に要望しておりますが、これは国の対応を待たざるを得ませんので、我々ができることとして、その周知に今後とにかく力を入れていきたいと考えております。

○斉藤信委員 これは本会議でも議論があったのですけれども、制度の問題点。昨年11月20日以前は対象にならないとか、新規採用が前提で、これは2割まで、その範囲で再雇用が対象になると。私、津波被害というのを本当に理解していないのではないかと思うのです、政府は。一度従業員を解雇して、まだ事業が6割も再開していないという、そういう中で一度解雇した人たちを元に戻したいというのは当然のことで、例えば新規1人ふやせば4人まで再雇用を認めると、こういうやり方では問題だと思うけれども、政府との交渉の中身、国は検討するという答弁もあったけれども、もう少しリアリズムでやってください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 国への要望の内容につきましては、3次補正成立以前の震災発生直後からの雇用に遡及するという項目が一つございます。そのほかに、再雇用につきましては、委員御指摘のような、従前よりは若干規模を縮小してまずはスタートするという実態も含めて、そういった新聞記事等も含めて、新規雇用要件、再雇用者の割合の撤廃についての要望を出しております。遡及については、国のほうからは余り前向きな感触は得られていないというのが実態でございます。

○斉藤信委員 新規採用は検討しているの。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 再雇用率の撤廃につきましては、実現可能性は不明ではありますが、若干のやりとりは、例えば県でグループ補助金を受けた事業者で、事業進捗率の高い事業者に電話アンケートをした実績がございまして、その中でも、再雇用しかいないのという回答もございましたので、そういった割合等のデータも国に示したりして、要望を出しております。何らかの検討の俎上には上がっているのだろうと期待しております。

○斉藤信委員 県が、県や市町村の補助を受けている事業者も対象にしたというので、こ

れは効果があったと思います。367 事業所のうち、県や市の補助を受けたということで広がった業者というのはわかりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 申しわけございません。採択の要件の種類別には整理してございませんでした。

○斉藤信委員 1万5,000人の目標というのは大変な事業で、国としてもこれが進まなかったら何のために予算をつけたか、事業やったかわからないわけだから、ぜひ東北3県連携して本当に強力なこういう改善をやっていただきたい。民主党は、みずからこの改善に取り組んでいただきたい。

次に、商工費の岩手産業復興機構出資金3億円、これも議論がありました。二重ローン対策で債権の買い取りが進んでいるということで、3億円出資するということですが、出資総額は全体で幾らになるのか。これまでにどのぐらいの債権の買い取り実績になっているか、再生支援機構を含めて示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 今回復活補正で3億円を補正しております。全体で8億円という出資になる、予算としては8億円ということでございます。

それから、買い取りの債権額ということでございますけれども、それについては実は公表されておりませんで、大ざっぱな数字しかございませんけれども、およそ56億円と聞いております。これは県の機構の公表分でございます。東日本大震災事業者再生支援機構につきましては情報を得ておりませんので、数字は持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 今の答弁だめです。インターネットでちゃんとやっているのではないですか、10月1日に。再生支援機構は、今までの取り組みをまとめて発表していますよ。岩手県はたしか16件だったのではないですか。担当者がそういうインチキではだめだな。あと、復興機構は、今まで債権の買い取りは27件ですね。これは一番切実な問題なのだから、もうちょっとリアリズムでちゃんと回答してください。

○松川経営支援課総括課長 件数については、東日本大震災事業者再生支援機構で件数は16件ということですが、債権の買い取り額については公表されておりません。

○斉藤信委員 復興機構は27件でいいのね。

○松川経営支援課総括課長 県の復興機構については27件（後刻「9月末現在では25件」と訂正）です。

○斉藤信委員 昨年11月以降で、復興機構がやっと27件と。最近テンポ速く買い取りが公表はされているものの、少ないですよ。再生支援機構もやっと最近になって、債権買い取りを出し始めて、今申請中というのめかなりの数が出ているようですが、二重ローン問題というのは事業者の再建の大きな課題になる。これは、岩手県知事が国の復興委員会に問題提起して実現したと、岩手がこの制度の実現に大きな役割を果たした、私はこの岩手がこの取り組みに真剣に取り組む必要があるのだと思いますよ、そういう意味で。相談件数を含めて進まない課題は何なのか、どういう問題を改善しようとしているかお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 岩手県産業復興相談センターの相談件数ということでございますけれども、9月末現在で336件ということでございます。進まない課題ということでございますけれども、実際に現地での土地利用とか、事業者が再建のために建物を建てるとか、そういった段階でやはり資金が必要になってくるわけですが、そういったところがちょっとまだ進まないというようなところがあるかと思えます。

岩手県産業復興相談センターでは、仮設店舗の事業者を回りまして、これからの資金需要とか、どんな課題を抱えているかというようなことをアンケートをしております。これからの資金、現在は資金需要はないけれども、今後本格的に本設した場合には資金需要も発生するとか、あるいは、現在は資金的に相談に至るところにはなっておらないけれども、実際にそういった本設に移転した場合には、相談に至るような事案が出てくるのではないかというようなことで、いずれやはりどうしても現地での土地の関係のこととか、そういったことが課題になっていくのかなと考えております。

○斉藤信委員 沿岸の商工会議所、商工会の会員だけで四千数百の事業所が被災しているわけです。私は、この実態調査、後でお聞きしたいと思うけれども、そういう中で7割は事業再開していると。私、これは努力だと思います。しかし、被災した中での再開なのです。以前の借金を抱えてやっているわけです。土地利用の問題もありますけれども、今抱えているローン、借金を解決しながらやらないと、事業の再建もままならないというのが直面している問題ですよ。そういう意味でいくと、相談件数も336件で少な過ぎます。本当に親身になってそういう被災事業者の相談に乗って、再建計画を立てて、そして買い取りを進める。さらには、さまざまな再建計画の作成、その他の具体的な支援をします。私は、本来の役割がまだ発揮されていないのではないかと思います、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 岩手県産業復興相談センターを設置して1年ほどたったわけでありましてけれども、沿岸の商工団体に相談員といいますか、そういった方たちも配置いたしまして相談に乗れる。あるいは、産業復興相談センターそのものも現地に行って相談の対応をするというようなこともしております。さらには、今般、県の総括課長級の職員を駐在させるということで、そういった意味でも岩手県産業復興相談センターと県と連携してさらに強力で体制をつくりまして、事業者の再建支援ということをしていきたいと考えております。

それから、済みません、先ほど申し上げました数字で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。買い取り、9月末現在では25件でございます、その際の債権総額につきましては63億円ということでございます。大変失礼いたしました。

○斉藤信委員 25件、63億円と。ただ、その後27件になっていると、二つふえて。ちょっと正確に。

それで、例えば住宅ローン、これも進まないで、今回も請願が出ているのだけれども、全国的には1万件対応しようという目標を持っているのです。事業者の二重ローン解消というのは、出資金の計画からいつてどのぐらいの目標というか、設定をしているのか。債

権の買い取りの件数でいいですよ。どういう目標になっているのか。聞きますと、やっぱり銀行の姿勢がまだまだ積極的でないと、銀行OBが相談員になっているということもありまして、そういう点でいけば岩手日報の論説も書いたではないですか、今こそ地元の金融機関の役割が問われていると。いろんな形で預金はふえているけれども、それを使っていないと、預貸率が後退していると。私は、こういうところをよく見て、県が積極的に役割を果たすべきだと思いますが、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 出資の関係につきましては、県、それから地元の金融機関、それから国ということで出資しておりまして、地元の金融機関もそういうことでは、このファンドの創設について協力をしていただいています。また、債権買い取り件数がふえておりますのも、そういった金融機関のほう、もちろん岩手県産業復興相談センターのほうでもノウハウが蓄積されたということもございますし、金融機関のほうでもバンクミーティングなど積極的に、回数もふやしておりますけれども、そういったところでの協力が、債権者調整というのが進んでいるのかなと考えております。

それから、金融機関の役割ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、県の職員を駐在させるということで、特にも岩手県産業復興相談センターとの調整、それから県の職員を駐在させる役割としては、先ほど土地利用の話を申し上げましたけれども、市町村の復興の進む段階に応じて、土地の問題とか、それから事業の関係とかというのが出てまいります。行政に明るい職員を配置することによりまして、その辺あたりもよくパイプづくりができるかなと考えております。グループ補助金、あるいは高度化スキームによる高度化資金の貸し付けなどもやっておりますので、そういったコーディネートと申しますか、情報の共有化、あるいは公的な支援機関とのコーディネート、そういうこともさらに深まるものだと理解しておるところでございます。

○斉藤信委員 わかりました。この二重ローンの仕組みで岩手県が果たした役割を自覚して、二重ローン解消の制度、二つの仕組みをつくられましたけれども、本当に岩手県がこれで事業所の再建を成功させた。私は宮古市の取り組みを聞いているのだけれども、再生支援機構で80件以上相談しているのです。そして、かなりの程度、事業所の再建計画まで支援していただいて、債権買い取りの準備も進んでいると。まだ今のところは16件ですけども、これがうまくいったら宮古モデルになるのではないかと、そういう地域の取り組みもあります。再建支援機構と復興機構が相乗関係になって、競い合って事業所の再建に取り組むという状況をこの岩手から何とでもつくっていただきたい。このテーマで、最後に部長にその決意をお聞きしたい。

○橋本商工労働観光部長 債権買い取り、徐々にではあります、進んできているということは言えるかと思うのですが、委員御指摘のとおり、その機能を本当に発揮している状況にあるかと問われた場合には、まだ不十分であると言わざるを得ない状況です。先ほど松川総括課長も答弁いたしましたとおり、そのような状況を踏まえて、県といたしましても産業復興相談センターに総括課長級の職員を駐在させるという人的な体制を強化しながら

ら、金融機関とのコミュニケーション、情報共有を徹底していきたいと考えておりますし、またあわせて再生支援機構とも連携を図りながら、今当面は抱えている案件を早急に買い取りが進むように努めて、相談件数の掘り起こしも含めて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 わかりました。

次に、北三陸観光復興推進事業費 1,593 万円で、先ほども議論ありましたけれども、NHKが連続テレビ小説で北三陸を舞台にして半年間毎日放映すると。毎日大変なPRになるわけです。私は、その場所も大変よかったと思うのです。北三陸という、本当に地理的にはなかなか大変なところですよ。私はこれ絶好の機会、デスティネーションキャンペーン以上の効果があると思います。時間帯からいっても、視聴率からいっても、NHKのまさに看板番組です。私は今でも連続テレビ小説を見ているけれども、これが岩手が舞台になると、全国に発信されると。そういう意味では、今回 1,593 万円の対策で看板の取り組みもあるけれども、やっぱり北三陸の観光資源、県北も含めて、本当に掘り起こして、そして、地元の運動をつくって、地元が受け入れる、地元が押し出す、そういう運動もつくって取り組む必要があるのではないかと。私は、この程度の予算では足りないのではないかと。思うぐらい、これを千載一遇のチャンスにして取り組む必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○戸館観光課総括課長 委員御指摘のとおり、今回のあまちゃんの放映が決まったというのは、北三陸では大変大きなチャンスだと思っております。北三陸観光復興推進事業で計上しておりますのは、首都圏等に対するプロモーションですとか、それから北三陸を周遊する、被災地での語り部による説明付きのバスツアーの試験運行、こういったものを事業として想定しております。それらに要する経費として 1,593 万 7,000 円、こういう予算計上ですが、地元のほうの受け入れ態勢の整備の関係では、同じく今回 9 月補正に提案させていただいております三陸観光復興支援事業費、これは県北広域局の事業になりますけれども、こちらのほうであまちゃんのロケ支援のための経費、それから、あまちゃんの放映による知名度の向上というものを活用しながら地域の活性化を図りたいということで、そういった活動に要する経費を別途、今回 500 万円ほど計上しているところであります。

○齊藤信委員 本当に千載一遇のチャンスにして、地元の人たちが本当に北三陸の観光資源というか、文化、伝統を含めて掘り起こして、そして、みずからが取り組みの中心に立つ。そういう点で、位置づけを高めてやっていただきたい。盛岡が舞台のドラマで、遠野がちょっと出るだけで遠野への効果って大きかったですよね。遠野は知名度があっただけでも。私は、これは大変なチャンスだと思いますので、北三陸がこれで復興したと、光輝いたというような状況をぜひつくっていただきたい。

次に、災害復旧費の中小企業等復興支援事業、87 億円のグループ補助についてお聞きします。私は、これはもう英断だったと、国の補正予算が決まる前に県がこれだけの予算を

組んだというのはまさに英断です。それは高く評価したい。それも第4次で採択とならなかった分に見合う規模ですから、予算化とすればこらあたりが最大限のことになるのかと。

それで、私お聞きしたいのだけれども、この財源の内訳で、これは国が決めることを前提にしてやっているのだけれども、一般会計20億円とありますね、これは復興交付金を使うのですか、復興基金を使うのですか、その財源を示してください。

○松川経営支援課総括課長 この財源でありますけれども、県債を考えています。それから、今回の補正に対応いたしまして、今回の補正は87億円でございますけれども、当初で措置しておりました150億円のうち、採択によりまして140億円が一応決定したわけですが、残り10億円、それから今回の87億円を合わせまして97億円となりますが、そのうちの国費分が65億円、県費分が32億円となります。

○斉藤信委員 今までも4分の1負担あったわけですよ。これもずっと県債だったのですか。復興交付金とか復興基金を活用しているのではないのですか。

○木村企画課長 財源措置のほうの関係でございますので、企画のほうからお答えさせていただきます。これは一般財源でございますので、あと後年度に交付税措置されるという対応させていただいているところでございます。

○斉藤信委員 全額。

○木村企画課長 はい。

○斉藤信委員 わかりました。

それで、このグループ補助金、問題は国の動向なのです。臨時国会の見通しもままならない。高田一郎県議がきのうも取り上げたけれども、東北3県の知事がこの時期に一緒になって首相や大臣に要請するというぐらいのことをやらなければだめなのだろうと思います。岩手県はもう補正予算も組んだと、国が決めればすぐできるわけですから。そして、国には4,000億円の予備費があるのです。だから、この予備費を活用したら一定の予算化できますから、私は本当に年内にグループ補助金の申請が始まったという状況を何とかもつっていただきたい。そのために、そういうイニシアチブを部長にとっていただきたいけれども、いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 今回の87億円の補正予算案に盛り込むということについても、さまざま国の動向を踏まえて慎重に検討し、踏み込んだ形で措置をいたしました。情報収集、あるいは要望してきた中において、得ている感触としては、4次公募で採択とならなかった案件についても、ブラッシュアップ、熟度を高めることによって、可能性のある案件については、今後対応があるのではないかと、県としての受けとめでございます。そういう感触のもとに予算計上させていただいております。そういうことを踏まえまして、これをぜひとも実現するために、あらゆる手段を講じまして、国の財源手当てに向けて取り組みを働きかけて、ぜひ実現をしたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、3県の知事あたりが直訴するぐらいのことをやらないと、今の政局

不安定、民主党の実態から見ると、なかなか大変だと思いますので、よろしく願いしたい。

最後、公共職業能力施設災害復旧事業費で 301 万円となっていますが、今度の震災でこういう職業能力開発施設がどれだけ被災して、どれだけ復旧しているのか、今後の見通し。いわば今こそ雇用対策で、こういう職業能力教育が必要なわけですがけれども、その現状、課題、今後の見通しを示していただきたい。

○猪久保労働課長 今回の大震災津波によります職業能力開発施設の被害状況でございますけれども、県立の施設につきましては、大小の差はございますけれども、矢巾にある産業技術短期大学校、こちらはインターロッキング等の隆起。それから、千厩高等技術専門校、こちらは地盤ののり面の沈下ですとか、体育館の床のひずみ、それから路面の亀裂等がございます。それから、大船渡職業能力開発センターにつきましては冠水ということでございました。

それから、民間の認定職業訓練校の関係でございますが、陸前高田高等職業訓練校につきましては全壊、それから気仙高等職業訓練校につきましては一部津波により冠水、それから釜石高等職業訓練校につきましては、片岸校舎の冠水、それから平田校舎の一部、1階の冠水ということでございます。それから、北上コンピュータ・アカデミーにつきましては、配管施設の一部、配管等の破損というような状況でございました。

このうち、補正予算にもお願いしてございますが、千厩高等技術専門校も含めまして県立のほうは、大船渡職業能力開発センターにつきましては解体ということで、現在、補正で予算化して提案させていただいております。同じく千厩高等技術専門校につきましても予算を組ませていただいております。産業技術短期大学校のほうは修理が既に終わってございます。

認定校につきましては、陸前高田高等職業訓練校は土地利用の関係で今後の見通しが今のところ若干滞っているという状況でございます。気仙高等職業訓練校につきましては既に復旧してございます。釜石高等職業訓練校も復旧してございます。北上コンピュータ・アカデミーにつきましても復旧というような状況でございます。以上です。

○小泉光男委員 大きいところは、皆様、委員がお聞きしましたので、瑣末なことになりますけれども、私としては確認しておきたいところがあります。福井、岩渕、工藤、3委員がお尋ねした東アジアの観光対策で、6,000 万円ほど台湾の誘致に使うということでしたが、6,000 万円、私は前の指定管理者で把握していた予算と一緒にするので、この金額の重さをよく知っているつもりでございます。先ほど戸舘観光総括課長は、広告を出すとか、郷土芸能をやるとか、山手線に広告を出すということをおっしゃいましたが、どう見ても計算では 6,000 万円という多額、たかがと言うのは失礼ですけれども、台湾の観光誘致だと大き過ぎると思いますので、できれば 10 項目ほど上からどういう予算化しているのか教えていただきたいと思います。

○戸舘観光課総括課長 申しわけございません。東アジア観光客誘致事業でありますけれ

ども、先ほど台湾の誘客にと説明申し上げましたが、台湾の関係の事業に充てる予算は3,962万9,000円でございます。実は、この予算案を作成いたしましたときに、韓国の観光誘致事業もあわせて事業計上しておりましたが、その財源として予定しておりました復興調整費のほうが採用にならないという状況に至りまして、予算上はここに合わせて6,400万円ということで計上させていただいておりますが、うち2,498万円は事業実施を見送る予定となっております。したがって、台湾の関係費の分は、先ほど申し上げましたとおり、3,962万9,000円、これを台湾の誘客用に充てたいと考えております。

その内訳でありますけれども、台湾の旅行エージェントの招請事業に係る分が300万円余、それから台湾のメディア、それから先ほどブロガーについて触れさせていただきましたが、ブロガーを招請する事業に係る分として260万円余、それから広告事業でありますけれども、こちらは山手線ではなくてMRTという台湾の地下鉄的な交通機関でありますけれども、こういったものを含む広告でありますけれども、こちらが1,700万円余、それから台湾でのランタンフェスティバルという大きなイベントがございますけれども、こちらの出展経費が1,600万円余となっているところでございます。

○**小泉光男委員** それでも高いと思いますが、次にいきます。それで、先ほど去年台湾から1万2,900名余りが1年で岩手に来たということですが、この効果を使ってどれくらいふやしたいとお考えでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** 数字的なところで、この事業をもって何人という設定はなかなか難しく思いますが、いずれ先ほど来申し上げておりますとおり、台湾というのは本県にとって一番ボリュームの大きい市場でありますし、他の市場に与える影響も非常に大きいので、なるべく早く震災前の水準まで回復できるように持っていきたいと考えております。

○**小泉光男委員** わかりました。

もう一点、軽石委員がお聞きしたことの確認と質問です。ものづくり何とかで1,200万円何がしを予算化しているという内訳の中に、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長は次のような説明をされました。三つ目に、沿岸の高校生の職業観の醸成の研修に200名から300名として使いたいということですが、この名称からいって沿岸の高校生の職業観の醸成の研修に使う名目というのは、言っては悪いですが、復興交付金を国が流用して沖縄で道路をつくったとか、南氷洋捕鯨のあれに使った類のものではないかと、どさくさに紛れてここに入れ込んだという印象を持ちますけれども、いかがでしょうか。

○**佐々木科学・ものづくり振興課総括課長** 中高生対象という御説明を申し上げましたが、主に中学生、それで高校生にあっても今後いろんな職業を学びたいという声があった場合には1年生を対象にしております、中学生を中心に、今いろんな被災の状況がありますので、今後将来を担う若い生徒の皆さんに職業観をしっかり醸成していただきたいということで、こういった取り組みをしたいというものでございます。

ちなみに、財源につきましては、復興調整費であります。県として震災復興に必要なということで、県のほうから提案をし、予算措置されたものであります。

○小泉光男委員 今のような崇高な目的であるとすれば、商工労働観光部ではなくて午後やる教育委員会の所管、と思うわけでございますけれども、部長の所見をお聞きして終わります。

○橋本商工労働観光部長 産業振興におけるものづくり人材の育成というのは、商工労働観光部は教育委員会とも連携しながら、一緒になって取り組みを進めてきているという経過もありますので、産業にかかわる人材育成という部分の予算措置、あるいは取り組みについては、当部が主体的に取り組むべきものと考えております。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号職業能力開発促進法施行条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○猪久保労働課長 議案第43号職業能力開発促進法施行条例について御説明いたします。条例案につきましては、議案（その2）の450ページから454ページにお示ししてございますが、便宜、お手元に配付しております職業能力開発促進法施行条例案の概要、こちらにより御説明させていただきます。

まず、第1の制定の趣旨についてであります。地域主権改革一括法の施行により職業能力開発促進法が改正されたことに伴い、県立の職業能力開発施設で行う職業訓練の基準について、条例で定めようとするものでございます。

2枚目の参考資料をごらん願います。1の公共職業能力開発施設における職業訓練の基準であります。地域主権改革一括法施行前は国、都道府県の基準とも法令で規定され、共通であったところでございます。これが国の地域主権改革により、都道府県の公共職業能力開発施設の訓練基準を法令で定めることは、いわゆる義務付け、枠付けに当たるもの。だとして、地域主権改革一括法により職業能力開発促進法が改正され、都道府県の公共職

業能力開発施設の訓練基準は都道府県の条例で規定することとなったものであります。

資料2では、条例で基準を定めるに当たっての考え方をお示ししております。法令では都道府県が条例で基準を定めるに当たって、それぞれの基準項目ごとに、法令で定める基準に従って定めるもの、標準として定めるもの、あるいは参酌して定めるものの三つの類型に区分されております。この類型区分を踏まえて条例に定めるべき基準の内容を検討し、概案をまとめ、パブリックコメントも実施しながら、条例案としてまとめたところでございます。

次に、第2の条例案の内容につきましても、参考資料の3をごらん願います。条例案に規定する基準の概要をお示ししております。それぞれの基準ごとに点線の囲みの中に法律における記載と条例で定める内容をお示しする形をとってございます。なお、個々の説明に入る前にお断りですが、この後公共職業能力開発施設という記載が何度も出てまいります。便宜上、開発施設と略して御説明させていただきます。また、条例で定める事柄につきましても、条例の文言そのままではなく、何々等という大きくくりで説明させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

まず、第2条でございますが、これは公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練についての基準です。法律では、国及び都道府県は開発施設を設置して、その開発施設において職業訓練を実施しなければならないとされております。ただし、知識習得型の短期訓練につきましては、開発施設以外の施設においても行うことができるとされております。都道府県については、括弧書きにありますが、条例で定める職業訓練とありますので、条例にこの職業訓練を規定しなければなりません。したがって、その職業訓練は知識習得型の短期訓練であるということを条例で規定するものであります。

次に、第3条ですが、これは開発施設で行う職業訓練とみなすことができる職業訓練についての基準です。法律では、国及び都道府県は開発施設内で職業訓練を行うほか、職業を転換しようとする労働者等を対象とした職業訓練については、民間等に委託して実施する職業訓練であっても、開発施設で行う職業訓練とみなすことができるとされております。都道府県については条例で定める職業訓練とありますので、その職業訓練は職業を転換しようとする労働者等を対象とした職業訓練であるということを条例に規定するものであります。

次に、参考資料の裏面に参りまして、第4条から第8条であります。これは開発施設で行う職業訓練に係る訓練課程ごとの訓練基準です。法律では、開発施設は職業訓練の訓練課程ごとに省令で定められた基準により職業訓練を行うものとされております。都道府県の開発施設については条例で定める基準によりとありますので、訓練課程ごとに省令において具体的に記載された基準を条例で規定するというものであります。したがって、条例においては、それぞれの基準を資料の例にありますとおり、訓練の対象者は高卒者等であるとか、訓練期間は1年であるとか、訓練生の数は50人以下であるなどと具体的に規定するものであります。

次に、第9条であります。これは無料とする職業訓練についての基準であります。法律では、国が開発施設で行う職業の転換を必要とする求職者等に対する職業訓練と、都道府県が開発施設で行う職業訓練で条例に定めるものとなっております。したがって、条例におきましては、その職業訓練は職業の転換を必要とする求職者等に対する職業訓練であると規定するものであります。

最後に、第10条と第11条ですが、これは職業訓練指導員の基準です。第10条は普通職業訓練の指導員の基準であります。法律では、国の開発施設の普通職業訓練の指導員は都道府県知事の指導員免許を受けた者でなければならないとされております。都道府県が開発施設については国の基準に従って条例で定めるものでなければならないとされております。ここで、国の基準に従ってとありますが、これは類型区分でいう従うべき基準であるということになりますので、必ず国の基準と同じでなければならないということになります。したがって、条例におきましては第10条の規定を省令に規定する基準に該当する者でなければならないと規定するものであります。

次に、第11条は高度職業訓練の指導員の基準であります。法律では、国の開発施設の高度職業訓練の指導員は、相当程度の知識または技能を有すると省令で定められた者でなければならないとされております。都道府県が開発施設については、国の基準を参酌して条例で定める者でなければならないとされております。したがって、条例においては、第11条の規定を、大学、職業能力開発総合大学校等において、准教授、専任講師またはこれに相当する職員としての経歴を有する者などというように具体的に記載するものであります。

以上が条例案に規定する基準の概要でございます。なお、これらの訓練基準につきましては、それぞれ従う、標準、または参酌のいずれかの類型区分となっておりますが、全て法令の基準と同様の基準を定めるものとなっております。これにつきましては、県が公共職業訓練を実施するに当たり、現行の基準による訓練水準を維持していくためには、いずれの基準につきましても法令の基準、つまり国の基準と同じ基準で訓練を実施していくことが必要と判断したことによるものであります。

最後に、資料の1枚目に戻っていただき、第3の本条例の施行期日ではありますが、周知期間が必要であることから、職業能力開発促進法の経過措置期限、25年3月31日の翌日である平成25年4月1日とするものであります。

以上で条例案の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 私は、きのうの議案に対する質疑でも基本的な問題をお聞きしましたけれども、今の説明でも国の法律、省令どおりなのです。何でこれが地域主権改革なのかと、一々こういう条例制定をしなくてはならない地方の仕事をふやしただけではないのかと、そういうふうに思うのです。もし県がそれより緩い基準を決めたら、これはとんでもない話になるわけで、だから何か県が条例で制定しなくてはならない必然性が全く感じられないのだけれども、いかがなものでしょうか。何か必要がありましたか。今後必要が出てき

ますか。

○猪久保労働課長 委員おっしゃるとおり、現状の公共職業開発施設における訓練の実施に当たって、基本的な考え方といたしましては、訓練水準の維持向上を図っていく、国で示されている現在の法律がその最低の基準を設定してございますので、これに従うことで訓練の質等の低下を招いてはいけないということで、基本的には国の基準に従うことがよろしいのではないかとということが基本にございます。

さらに、現場での運営、実施に当たりまして、外部の企業ですとか、さまざまな方からの意見聴取をする機会を設けてございますが、そういう中でも現在の基準に関する改善ですとか、そういうものがこれまでない。今後さらに国の基準を改善、基準を上回るですとか、下回るですとか、そういう改善を要するような事案、そういう方向性が現在のところ見当たらないという点に鑑みまして、国の基準どおりということにさせていただいたものでございます。

○斉藤信委員 だから、基準を上げるのだったら国の法律で、省令で上げればいいし、各県がそれぞれ職業能力開発の基準を決めなくてはならない必然性は全くなかったのではないか。逆にこういうことをやらせることは、都道府県、これは市町村に係るのは市町村なのだけれども、仕事をふやしただけです。一番心配されるのは、都道府県で設置条例なのだから、財源も都道府県ですよと、あと交付税措置しますよなんて言って、がばっと減らすと、この危険が一番大きいのです。いわば国の法律だったら、国の財源保障の原則というのが出てくるのだけれども、都道府県がこれを決めるということになると財政保障のあれがなくなるのですね。私は、そういう意味でいくと、地域主権改革というのは大変危険な、中身の無いもの、国の責任を放棄してしまうものではないのかなという感じがしています。

それで、せっかくですから、岩手県の職業能力開発校における昨年度の訓練と就職の状況を示していただきたい。

○猪久保労働課長 県立の職業能力開発施設での訓練の概要でございますけれども、短期大学校が2校、それから高等技術専門校3校におきまして、合計250名、失礼しました、定員です。在籍者230名の学生に対しまして、訓練を実施しているところでございます。今年度、直近9月末日現在での就職内定率は、全体で69.7%、これは対前年同月比では13.7%上昇してございます。そのうち県内の就職内定率に関しましては、全体で67.8%、こちらも対前年同月比で14.3%上昇しているところでございます。

昨年は大震災の影響によりまして県外の求人が早かったと、それに引きかえ、県内の求人が出だしが鈍かったというような影響もございまして、総じて震災前の水準以上に就職率が上昇していると受けとめてございます。各学校におきましては、一部入学定員の確保に苦慮している学校等もございまして、総じて定員の確保、そして就職率はほぼ100%ということで、好調に運営させていただいているという状況でございます。

○斉藤信委員 これで質疑を終わりますが、地域主権改革に基づいてやらざるを得なかつ

たという側面がありますので、この条例そのものには反対しませんが、地域主権改革の動向をちゃんと注視していかないと、権限とか条例制定権はどんどんやるけれども、ナショナルミニマム、国の責任は放棄するということになってはいけなと、この指摘だけはおきたいと思ひます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 49 号津波被災者の生活再建の早期充実を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会への付託部分は、請願項目のうち、2、3及び4でありますので御承願いたします。

当局の参考説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元にお配りしておりました、津波被災者の生活再建の早期充実を求める請願に係る県の取組状況についてという1枚物の資料で御説明を申し上げたいと思ひます。

請願のうち、2、岩手産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構における事業ローンの買い取り、それから3のグループ補助金、それから4の中小企業被災資産復旧事業費補助に関する状況について御説明申し上げたいと思ひます。

まず、岩手産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構における債権買い取りなど支援決定の状況でありますけれども、支援機関であります岩手県産業復興相談センターが9月末現在でまとめた結果では、債権買い取り決定が25件、長期返済猶予21件、新規融資14件、合わせて60件の支援を決定しております。また、支援決定に向けて検討中の案件が37件とされております。

一方、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構でありますけれども、県内事業所の債権買い取り等の支援決定は16件で、支援決定に向けての検討中の案件が40件となっております。9月末現在での二つの機構での支援決定につきましては、合わせて76件となります。

次に、下の段になりますが、グループ補助金の交付決定状況であります。1次から4次までの申請状況につきましては、合計で175グループ、事業者数で1,918者、申請金額は補助金ベースで1,496億円となっております。また、決定状況につきましては、採択が51グループ、企業数としては751社で、補助決定額が577億円となっております。申請金額は延べ数となっておりますので、先ほども申し上げましたけれども、欄外に注がありますが、重複を除いて実申請ベースで採択されたグループの構成員、金額で比較しますと、約7割が補助決定しております。

また、9月補正予算案で87億円を盛り込んでおりまして、当初予算の残額10億円と合わせて97億円とし、4次候補で採択となりましたグループに対応しようとするものであります。

裏面になります。次に、中小企業被災資産復旧事業費補助の執行状況であります。これは事業者から市町村への事業申請を受けまして、県が市町村に対して交付決定をした件数と金額となります。この事業は平成24年2月補正予算で事業を創設しておりまして、23年度、それから24年度とございますが、合わせて9月末現在で114件、県と市町村の補助金額で3億2,147万円余となっております。この事業は、事業所が全壊、流失した場合に補助するものですので、対象がなかった洋野町、普代村を除く10市町村で実施しているものであります。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本申請に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 二重ローンの問題については、先ほど補正予算の議論の中でやりましたので、今さらに正確な実績が紹介されました。二重ローンの取り組み、まだまだ、この表でいくと、一言言うと、支援決定は確かに岩手県産業復興相談センター60件なのだけども、趣旨からいけば債権買い取り25件と、25件と16件を足して債権買い取りは41件とするほうが正確な評価になると思います。ごちゃ混ぜであらゆる支援をとということではなく、債権買い取りは41件、その他の支援はこうと整理されたほうが性格上正しいのではないかと。

それで、今中小企業被災資産復旧事業費補助の状況が紹介されました。114件、3億2,100万円ということで、これは20億円の予算でやられているのですが、半年経過して、やっぱりおくられているのではないかと、このおくられている要因は何なのかと、そのことをまず示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 一つに考えられますのは、修繕費のときもそうではありましたが、グループ補助金と併用してといいますか、両方申請を考えているという事業者がありまして、中小企業被災資産復旧事業費補助につきましても、グループ補助金の決定を見て、不採択の場合、それから中小企業被災資産復旧事業費補助を申請するといったことがあるのかなということが一つあります。

それから、2点目としては、やはり、先ほども申し上げたとおり、土地利用がまだ定まらないということで、この中小企業被災資産復旧事業費補助につきましては本設を想定し

ておりますので、本設できる場所がまだ定まらないということで、この事業費を利用できないという状況になっている事業者があるのかなと考えています。

○**斉藤信委員** 復興がおくれている、特にまちづくりとかかわって、商業者の場合には新たなまちの中で本設といいますか、本格的に再建を図るということで、実は現場の一番切実な要求は、この事業を単年度にしないで、平成 27 年、28 年まで続けてほしいと、そうしないと区画整理も終わらない、高台移転も進まないということなのです。そういう方向を示していただければ、これに期待したいと。ところが、例えば今年度中ということになると、田老地区の人は宮古市で出店するしかないのです。陸前高田市で浸水地域で被害を受けた人は、別のところでやらないと、この制度は活用できないということになります。だから、本当に被災した地域で復興を進めるためには、防災集団移転事業だとか、都市再生区画整理事業だとか、そういう見通しとセットで、最大限地元で再建したいと思っているわけですから、この事業はそういうまちづくりと一体で活用できるということを示すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○**松川経営支援課総括課長** この中小企業被災資産復旧事業費補助につきまして、実は 9 月に見直しについて各市町村を回ってまいりました。その際、各市町村のほうから要望されましたのは、事業の継続ということでございまして、事業に対する期待が大きいと理解しております。私どもとしましても、どうしても本格的な復旧が来年度になるという事業所も出てくるとお聞きしておりますので、いずれ市町村あるいは商工団体などから、まちづくりの状況、事業所の復旧状況などをお聞きしながら、事業継続ということについては検討してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 部長、来年度も事業を継続するなんていうことでは、全然かみ合わないのです、私言ったように。防災集団移転事業、これから山を削って造成して、それから建てるのです。土地区画整理事業だってそうなのです。5メートルぐらい盛り土して、そこに新しい商店街をつくるのです。だから、これは大変積極的ないい制度だから、グループ補助金を活用できるところは最大限活用するのだけれども、本当にそこに間に合わない方ももちろん出ますから、私はそういう意味でいけば、市町村の復興、まちづくりと一体で活用できる制度にやりますと言明をしていただければ、安心して地元で再建したいという希望に応えられるのではないかと思います。部長、いかがですか。

○**橋本商工労働観光部長** 中小企業被災資産復旧事業費補助に対する市町村の継続要望の期待ということは、私どももしっかりと受けとめております。そしてまた、まちづくり自体の進捗と合わせた形でこの事業の実施をしていかなければ、効果の発現というものは委員御指摘のとおり期待できないような状況になるということでもありますので、今後とも各市町村、地域のまちづくりの復興状況、その進捗を注視しながら、この事業の継続についてしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** ぜひそういう方向、今の答弁は非常に大事だったと思いますので。

もう一つ、実は昨年度の事業だったのですが、中小企業被災資産修繕費事業費補助、こ

これは岩手県がいち早く県単独事業として打ち出した画期的な事業でした。私たちがそういうふうには評価をした。しかし、1年で終わってしまった。そして、これは沿岸市町村だけが対象だった。私は二つの問題があったと思います。実は、宮古市では、昨年8月10日から9月30日にこの修繕費の補助の募集をしたのです。しかし、その後修繕をしたいという事業者が出てきたので、9月補正で6,000万円、市単独で10分の10で修繕費補助をやるというのです。やっぱり去年の段階というのは、業者の方々も本当に修繕していいものなのか、どうなのか、まだ定かではなかったのではないかと。修繕費の要望というのは、私はまだまだあるのだと思います。特に重要なのは、地震で内陸の業者もやられているということなのです。内陸の業者は、資産復旧よりは修繕費の要望のほうが高いと思います。住宅の補修は圧倒的に一関市、北上市、奥州市なのです。沿岸は多くは流されているから。ところが、内陸は、岩手・宮城内陸地震の6倍の被害だったのです。昨年度は、この修繕費補助を打ち出したときには、国の財源がなかったのです。しかし、復興基金が今あるわけですから。国のこういう基金の活用の見通しもあるわけだから、私は第2次修繕費補助事業、内陸の事業者も対象にしてやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○松川経営支援課総括課長 修繕費補助の考え方でございますけれども、被災されて、ただ修繕をすればすぐ事業が再開できるという方たちに対して、地域の経済活動の復旧、そして雇用の場の確保という考え方で、昨年度事業を創設したところであります。そういったことからしますと、その事業を1年でということだったわけですが、その事業の復旧を早くやっていただくという趣旨からすると、修繕費については復旧できる方が早急に復旧するというところで、事業にお使いいただいたと理解しております。

それから、内陸部ということでございますけれども、確かに内陸のほうでも地震によりまして被災したということは伺っておりますが、やはり沿岸部の被災状況が甚大だったということ、それから地域の経済そのものが放っておくと崩壊しかねないという、そういった危機的な状況にあったということで、これを沿岸の市町村に限って実施したという経緯がございますので、内陸の事業者の方たちにつきましては、県で創設いたしました東日本大震災復興資金の活用などをしていただいておりますし、その活用もかなりございます。そういった融資制度を活用していただきながら、あるいは貸し付けになりますが、いわて産業振興センターで行っております設備貸与など、いずれいろんな使えるメニューをお使いいただきながら、復興、復旧に取り組んでいただいたものと理解しております。

○斉藤信委員 これは、去年の4月でしたか、5月でしたか、中小企業被災資産修繕費補助は。

○松川経営支援課総括課長 4月補正です。

○斉藤信委員 4月でしょう。だから、4月の段階で県単独で出したというのは、私は評価しているのです、極めて積極的で。その時点で沿岸だけを対象にしたということは、やむを得ない側面あったかもしれない。しかし、例えば中小企業被災資産修繕費補助の実績は、427件、15億1,900万円なのです。たしか予算は20億円だったのではないのでしょうか。

その後復興交付金なり、復興基金なり、国の3次補正で出たわけですが、使える財源が。被災を受けた事業者は、沿岸であろうと内陸であろうと同じなのです。

私は、きのうの議案の質疑でも簡単に言ったけれども、例えば住宅再建、住宅再建 100万円補助する、これは県の全ての被災者ですよ。そして、県土整備部がやっている住宅再建の住宅の補修、宅地の補修、利子補給、これは全県全部対象なのです。実は、住宅の補修で一番多いのは一関市なのです。457件。そして、その次が北上市の371件、奥州市が209件、大船渡市が126件。いわば住宅の補修といった場合に、内陸のほうが被害が大きい、対象が多いということなのです。だから、事業所以外は全部、全県被災地、そして対象なわけです。事業者の場合だけ、沿岸だけを対象にするという根拠は、今の時点ではないのではないかと。これは逆にいけば差別になるのではないかと。地震被害、津波被害の違いだけです。そして、事業者にしてみれば、それぞれの事業者は死活問題なのです、ここから再建するという事は。そういう意味では、現段階で内陸の被災者も対象にして、中小企業被災資産修繕費補助の第2次募集を宮古市のように検討すべきではないかと。最後までこれ沿岸、沿岸と、商工労働観光部だけこういう立場をとったら県政がおかしくなりますよ。ほかのところはみんな県内全域を対象にして、例えば医療費、介護保険利用料の減免も全県でやっているのです。だから、そういう意味でいけば、沿岸だけということではなく、これは考えるべきことではないでしょうか。これは部長にお聞きします。

**○橋本商工労働観光部長** 地震被害による内陸部の被害も大変大きなものがあるというのは、昨日の本会議における質疑でもいろいろ御指摘もいただき、お答えもさせていただいたところでございます。本来、商工業に対する振興あるいは支援策と申しますのは、融資制度というのが基本になって進めてまいりました。しかしながら、今般の東日本大震災津波ということによりまして、とりわけ沿岸部における被害におきましては、中心市街地そのものが喪失するというような、かつてない甚大な被害、これに鑑みまして補助制度の導入ということが決定された経緯があるわけでございます。内陸につきましては、そういう面的にも広がっている被害に対しまして、内陸部におきましての商工業者の被害というのは、例えが正しいかどうかわかりませんが、面的な被害というよりは点的に被災を受けている、そして箇所は比較的多いと認識しているわけでございますが、この被害の程度に鑑みて、東日本大震災津波向けの低利融資制度を、500億円融資枠等を設けながら対応し、支援する体制もつくったところでございますので、そういった制度を有効に、この制度については利用状況も非常に、内陸部の事業者の方を中心としてむしろ多うございます。融資制度を活用しての事業再開に向けた取り組みをされる方も多いという状況がございまして、それは一定の支援策として機能していると考えておりますので、この中小企業被災資産復旧事業費補助について、内陸部についても対象にするということについては、現段階では考えていないという状況でございます。

**○斉藤信委員** グループ補助は内陸の企業も対象なのです。国の補助事業は内陸の企業も対象ですよ。県単だけ沿岸という、私はそういう点でも矛盾していると思いますよ。確

かに沿岸が本当に壊滅的な状況になったというのはそのとおりです。だから、私は、資産復旧事業もそういう形で進められたことは評価している。ただ、修繕費といった場合に、どっちかという内陸の需要のほうが多いのだということです。

もう少しリアルに言いますと、県土整備部の住宅支援事業の配分金額、一関市5億7,100万円、そして陸前高田市2億3,000万円、こうなっているのです。だから、修繕といった場合には、内陸の事業者のほうが対象が多いし、切実なのだと。そして、国のグループ補助も画期的な制度だったけれども、これは沿岸に限定していないと。だから、私は、今まではそうだったかもしれないけれども、最後までそこにこだわる必要はないのではないかと。そして、財源も国の3次補正で出たわけですから、復興交付金とか復興基金とか。だから、そういう財源が出ない段階で県に限られた財源で沿岸だけを限定にするということはあったかもしれないけれども、そういう国の手当でもあるわけだし、国の事業は岩手県全体を被災地にしてグループ補助もやられているということからいけば、部長、余りかたくなにならないで、被害の実態に合わせて検討ぐらいしたらいいのではないですか。私のほうが筋通っているのではないですか、どうですか。

○松川経営支援課総括課長 グループ補助金の増額、あるいは県単の中小企業被災資産復旧事業費補助について、商工団体などから要望、それから県単については先ほど市町村からの要望を申し上げたのですけれども、現実内陸の市町村から県単の補助金の拡大といえますか、そういった要望は聞いておりません。それから、商工団体につきましても、グループ補助金については確かにございますけれども、県単補助金の拡大といえますか、そういった要望は今のところ聞いておりません。

○斉藤信委員 聞いていないというのは、ないからなのですよ。ある制度は拡充してほしいという要望は当然出てきますよ。やめてしまったのだから。去年の段階では、何で内陸を対象にしないのだというふうに出たのです。だめですよ、そんな居直りでは。内陸の事業者の被害状況を言ってください。どれぐらい内陸の事業者が被害を受けていますか。

○松川経営支援課総括課長 全部の内陸のところを調べたというものはないので、一関市でホームページに掲載しておりましたのがございました。商工観光関係の被害状況ということで、金額として71億3,000万円余、商業施設が307カ所、工業施設が231カ所、観光施設が45カ所というふうに資料としては掲載されております。

○斉藤信委員 今一関市だけで71億円だということでしょう。商業関係だけで307件と。やっぱり国の事業自体が、グループ補助という画期的な事業自体が岩手県全体を被災地にしてやっていると、岩手県自身が住宅再建では全県を対象にしてやっている、医療介護の減免も全県でやっているということから考えたら、商工労働観光部だけが沿岸だけを限定にしたことにこだわるということは、やっぱりおかしいのではないかと。第2ラウンドで、そういう被害実態に合わせて考えていく必要があるのではないかと私は思います。修繕費というのは、グループ補助にもかかわらないのだから、全体とすれば小規模の人たちですから、だからすき間を埋める取り組みですよ、これ。

そういう意味で、最後に部長、検討課題にしてくれませんか。検討もしませんというのだったら私続けて質問するけれども。

○**橋本商工労働観光部長** 内陸被災地の事業所の要望、商工団体等の意見も十分踏まえまして検討させていただきますが、そういう方向で実態に即した形で、実際のニーズを踏まえて、今後の対策等について検討してまいりたいと思います。

○**岩淵誠委員** 先ほどの認識でいいますと、要望がないというのは、これは全く違います。私も一関市の企業、被災したところを大分歩きましたけれども、一言で言うと、皆さんはつましい美德に甘えていると、私はそう言わざるを得ないと思います。沿岸のほうがうんとひどかったのだから、ここは少し我慢しようではないかと思榮は張るのだけれども、裏に入れば帳簿にとらめっこをして、幾らでもいいからないのかよと、これが実態ですよ。これは本当に美德と言っていいものか、痩せ我慢でやってきて、何とかつないできているというのが実態でありますから、それはもう少し深いところをくみ取っていただかないと不公平感というのはあると思います。

それから、指摘をしますが、縦割りの部分で問題があると思うのですが、私はもう少し中小企業全体の経理をもっと分析するべきだと思います。例えば、今、修繕の話が出ましたけれども、これは環境省でやっている被災の施設の取り壊しというのがあります。これは本来国費で10分の10該当ですから問題はないのですが、実はこれ中小企業という概念、中小企業法に基づいてやっていますから、救われぬ企業もあります。だからといって大企業ではないというケースがあります。例えば小売業、流通業の場合は、中小企業というのは従業員は50人、資本金は5,000万円という枠でありますから、大概のスーパーマーケットは大企業になってしまうのです。したがって、その施設の壊れた場合は、そういう補助の対象になりませんから、自前でみんな壊すというものが出ています。これができないというところで、沿岸ではわざわざ50人、5,000万円というところまで、どちらかひっかかればいいですから、かなり減資をした企業があったということは皆さん御存じのはずです。そういったトータルの経費からいうと、実は建っている企業のほうも結構な部分で、売り上げとかそういうところで見えない金額が出ているわけです。したがって、そういう意味で言うと、やはり修繕費の問題についてもきちんと手当てをしていただかなければなりませんし、中小企業という概念、負債ということからすれば地場企業という概念を持ち出さないと、本来の意味では助けるべきところが助けられない。何でもかんでも中小企業法の中で救おうということになると、本当に地場で頑張っている企業が救えないというのが実態だと思うのです。これは部長どう思いますか。

○**橋本商工労働観光部長** 中小企業といいましょうか、地場企業という捉まえ方でございますが、実際どんな形であっても地域に根ざして事業を実施されているということに変わりないわけでございますので、そういった視点で中小企業という範囲を捉まえて、さまざまな支援対象として検討させていただきたいと考えております。

○**岩淵誠委員** 最後にします。1点だけ。中小企業法のくくりでいうと、最大のものは製

造業でありまして300人、そして、3億円でしたか、所管は違いますけれども、農協施設なんかは全くそうなのです。合併、合併でふえてきて、結局資本金や従業員数で超えてしまうというケースが出てきます。したがって、それは農林水産部サイドでも合わせて、そういうところの対策を打っていただけるように部局横断で、同じ個々の中小企業の捉え方というのは、ぜひ被災の実態に合わせて緩和していただくように要望して終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

○斉藤信委員 総務との関係はいいの。項目1は総務。

〔「意見書を出すというのは商工だけです」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 そうか、そうか。なるほど。

○熊谷泉委員長 なお、ただいま採択と決定いたしました請願の意見書の提出を求める項目の中に、グループ補助金の拡充等を求める内容が含まれておりますが、グループ補助金については、さきの6月定例会においての会派共同提案により意見書が提出され、議決されております。参考までに6月定例会で議決されました意見書も配付いたしますのであわせてごらんいただき、今回の意見書案にグループ補助金の内容を含めるかどうか御意見を伺いたいと思います。ただいまお手元に配付いたします。

〔意見書案配付〕

○斉藤信委員 入れたらいいのだ。今すぐ求めてくれというのが請願の趣旨だ。

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付した意見書案をごらんになったと思いますが、今回の意見書案にグループ補助金の内容を含めることについて、御意見を伺いたいと思います。よろしいですか。

○斉藤信委員 私は入れるべきだと。県が補正予算まで組んで、いつでも対応できる、こういうアピールをしているわけだから、だから意見書案にも、請願にあるように、早期に実施というのが入らないとだめですよ。早期に。

○岩淵誠委員 グループ補助金の部分については、当然入るべきだと思いますが、文言のところまで入っていかどうかわかりませんが、グループ補助金の(3)、事業の期間の延長を図るとともにというその後、事業の繰り越しを認めること、繰り越しを認めることはそのとおりなのですが、制度としては繰り越し事務の部分もありますから、復興事業に合わせた形で柔軟に予算執行ができるような制度改善を求めたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

○斉藤信委員 私の意見と岩淵委員の意見を入れて、委員長に一任ということでどうですか。趣旨はいいのではないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、もう一度文言を整理して、その文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、いわてデスティネーションキャンペーンの実績について発言を求められておりますのでこれを許します。

○戸館観光課総括課長 いわてデスティネーションキャンペーンの実績について御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。いわてデスティネーションキャンペーンの実績について(報告)というつづりと、それから資料編で2枚1組になったものがございます。いわてデスティネーションキャンペーンの実績につきましては、9月4日の当委員会におきまして、主要14カ所の入り込み実績、それからそれを踏まえての今後の取り組み等について御報告させていただいたところでありますが、今般、県全体での観光入り込み客数及び宿泊客数がまとまりました。当初設定した目標にはいずれも届かなかったものの、ほぼ震災前の水準まで回復したと、こういう結果でございます。

実績、分析、総括、今後の取り組みの方向性を1ページ目のところに要旨として整理しておりますが、これらの詳細について、2ページ以降で若干詳しく説明申し上げたいと思います。

2ページをお開き願いたいと思います。まず、実績であります。観光入り込み客数であります。資料1をあわせて御参照いただければと思います。概況であります。737万人回、平成22年度同期比でマイナス22万人回、97.1%の入り込みでございます。目標に対する達成率は92.1%となっております。

地域ごとに見ていきますと、盛岡、県南地域では平成22年度同期を大きく上回り、目標とした平成22年度同期の5%増を達成しております。盛岡地域では、盛岡市及び周辺の市町村、雫石町、岩手町、滝沢村で入り込みが増加いたしました。一方、八幡平市などは平成22年度同期水準に届かなかったところがございます。県南地域では、平泉町で大きく増加したほか、花巻市、西和賀町でも増加いたしました。一方、特に桜の時期に集客を見込んだ北上市などは、ゴールデンウィークの後半の悪天候の影響などにより入り込みが減少

しております。また、県北・沿岸地域では、いずれも平成 22 年度同期実績に届かなかったところがございます。

この入り込み客数の分析でありますけれども、一つには気候要因であります。特にゴールデンウィーク後半に悪天候が続きまして、花見客の誘客を重点とする北上展勝地や、景勝地であります狛鼻溪、八幡平、馬仙峡などで入り込みが伸びなかったところがございます。

3 ページに参りまして、被災地の特殊要因でありますけれども、沿岸市町村におきまして、この観光統計の調査上、入り込み数を調査するポイントを設定しておりますけれども、そのポイント自体が流失してしまっている、あるいは市町村の調査体制が整わず、調査不能となっているというところが 20 カ所ございます。例えば流失したところで申し上げますと、陸前高田市の三つの駅ですとか、タピックですね、それから船越の家族旅行村ですとか、そういったところが、そもそも調査するポイントがなくなってしまうと、こういった事情がございます。一方で、語り部ガイドなど震災後の被災地の入り込み数を統計調査上、十分に捕捉できない面があるということでございます。

それから、大型イベントの入り込みであります。これは東北六魂祭の入り込みをカウントしておりますが、この目標を設定した時点では主催者から目標が公表されておりません。昨年度の仙台開催の実績をもとに、このデスティネーションキャンペーンの目標設定上は 36 万人と設定しておりましたけれども、主催者の目標設定を上回る 24 万 3,000 人の入り込みで、これは空前の人出ではありましたが、デスティネーションキャンペーンの目標として設定した入り込み数には 11 万 7,000 人に届かない、こういった結果でございました。

以上、気候要因、それから被災地の特殊要因、大型イベントの入り込み要因で、少なくとも 87 万人の減少でございます。沿岸部の落ち込みに関しては、これはある程度想定をした上で、それを県全域でカバーするという意味での目標設定であったわけですが、これら三つの要因で 87 万人の減少というところをなかなかカバーし切れず、目標には届かなかったというところがございます。ただ、県全体としては、ほぼ震災前の水準に回復したということは言えようかと思えます。地域別の状況について、3 ページの後半の部分に記載しておりますので参考としてごらんいただければと思います。

4 ページをお開き願います。宿泊客数でありますけれども、宿泊客数は期間中 142 万人、平成 23 年度同期比でマイナス 24 万人泊、85.8%でございました。目標に対する達成率は 71.1%となっております。参考までに、平成 22 年度の同期比ではプラス 21 万人泊、117.5%ということになっております。

この分析であります。延べ宿泊者数は平成 23 年度同期比マイナス 14.2%ということですが、実宿泊者数、つまりは連泊をした方も 1 とカウントする、そういったカウントの仕方をしていきますと、逆に 31%増となっております。ちなみに、宿泊者 1 人当たりの平均宿泊数は、震災前、約 1.2 泊から、平成 23 年が約 1.9 泊と伸びましたが、平成

24年度には約1.3泊ということで、震災前の水準にほぼ戻っております。こういった傾向は、宮城県、福島県、そういった被災県で同じような傾向がございます。こういったことから分析をいたしますと、復旧、復興関連の工事関係者、あるいはボランティアの方々、こういった方々の中長期の宿泊が減少したものと推察されるところでございます。

震災前と比較いたしますと、平成22年度の比較になりますが、実宿泊者数は13.4%増ということでありまして、同じように宮城県、福島県と比較いたしますと、宮城県はマイナス7.7%、福島県はマイナス2.5%ということでありまして、これらと比較いたしますと大きな伸びを示していると考えているところでございます。

5ページですが、総括ということでありまして、県全体といたしましては、観光入り込み客数がほぼ震災前の水準に回復しているということ、それから宿泊者数につきましても震災前の状況と比較いたしますと伸びていると、こういう状況がございます。岩手の観光復興に向けて、このいわてデスティネーションキャンペーンが大きな足がかりになったものと考えております。ただ、そうした中で各地の状況を見ますと、県北・沿岸地域などを中心に、震災前の水準に届いていない地域も見られます。これらの地域については誘客重点地域として、今後各種の取り組みを強化していく必要があると思っております。

今後の対応についてであります。全体といたしましては9月議会の当委員会における報告と同じ内容であります。まずは引き続き各種の宣伝、誘客事業等を実施していきたいと思っておりますし、地域においては選ばれる観光地づくり、あるいは、おもてなし運動としてのあなわん運動の推進、こういった取り組みを県としても促進し、バックアップをしていきたいと考えております。また、震災前の水準に届かなかった地域に対する重点的なPRによる県全体の誘客の拡大、それから復興応援ツアーの継続実施など、沿岸観光の復興に向けた取り組みの継続が急務であると考えております。

具体的な取り組みであります。平成24年度の取り組みでございますけれども、全県の誘客に向けた取り組みといたしまして、9月15日からいわてDCありがとうキャンペーンを展開中でございます。6ページをお開きいただきたいと思っております。このいわてDCありがとうキャンペーンの中で、特にも冬季の誘客を強化するため、空路の活用も含めた冬季旅行商品の造成、販売の促進を図ってまいりたいと考えております。いわてDCありがとうキャンペーンの主な内容については、ここに記載してあるとおりでございます。

それから、重点誘客地域への取り組みであります。資料2をあわせてごらんいただきたいと存じます。県北・沿岸中心といたしまして重点的に誘客を図る必要がある地域への誘客の強化ということですが、まずは内陸と沿岸をつなぐ復興応援バスツアーでありますけれども、デスティネーションキャンペーン期間中、3コースで運行いたしておりましたが、これを6コースに拡充して運行したいと考えてございます。これについてはバス事業者とも協議が調っておりまして、1月から運行開始の方向でございます。資料2でいきますと、内陸と沿岸を結んでいる青の矢印の部分でございます。

それから、今回9月補正でお願いいたしました北三陸の復興事業の関係でありますけれ

ども、県北地域の回遊宿泊のバスツアーの試験運行ということで、二戸と久慈地域を結ぶバスツアーの試験運行をしたいと思っておりますし、これに参加をしていただいた方々からアンケート調査をとるなどして、そのニーズ等の把握に努めたいと考えております。それから、今回9月補正でお願いしております事業を含めて、各種のイベント、旅行商品造成の促進のための事業を年度内に重点的に実施をしたいと考えているところでございます。

それから、平成25年度以降でありますけれども、平成25年度におきましては、アフターDCといたしまして、JR東日本との共同による大型観光キャンペーンの実施を予定しております。これに向けて必要な協議、調整等の準備を進めてまいりたいと考えております。実施期間は4月から9月まで。夏場の7月から9月を重点期間として展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 何点かちょっと質問したいと思います。

6ページ、いわてDCありがとうキャンペーンの主な内容というところで、空路を活用した冬季の本県向け旅行商品の造成、販売促進という項目があります。過日、日本航空、JALが再上场しました。今、花巻―伊丹の定期便ですが、非常に小さい小型機で運航されておりますが、旅行関係者の中ではこの小型機では団体の旅行商品が開発できないということが問題になっている、課題になっていると私はお聞きしました。

そこで、提案なのですけれども、先ほどNHKも連続テレビ小説あまちゃんという形で被災地に思いを寄せた企画をしておりますが、JALに対してもぜひとも被災地の支援という形で、大型の機材を活用した形での運航を要請できないものなのでしょうか。そして、旅行関連業者とともに団体旅行の商品を企画して、ぜひJALとともに連携をしながら、そういった団体旅行の商品企画をしてはいかがかと私は思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

○戸舘観光課総括課長 今回の機材が小さくて、なかなか団体旅行を誘致できないというのは御指摘のとおりでありまして、私どもこれまで九州のほうにも出向いて、副知事も実際に要望に行っておりますけれども、機材の大型化等についても検討していただきたいという要望はしております。当然、九州の北東北3県の事務所でも現地のエージェント等は頻繁に回っております、商品造成等働きかけしておりますけれども、そういった取り組みと、それから観光だけではなくて、ビジネス客全般にやっぱりふやしていかないと、なかなか機材の大型化というところに結びついてまいりませんので、この辺は空港課のほうとも連携をしながら、引き続きそういった取り組みは進めてまいりたいと思っております。

それから、いわてDCありがとうキャンペーンの中で特に空路を活用して旅行商品造成ということで想定していますのは、名古屋線もでございます。こちらのほうも、これまで余り観光という面では深く入っていない地域でありますので、特に今般さまが被災地の支援という形で名古屋市とはつながりも出てきておりますので、そういったところの開発というものも進めていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 空路を使わないと、関西以西の観光客の誘客というのはなかなか僕は難しいと思っております。そういった意味で、私はなぜJALかと言ったのは、やっぱり再上場したと、そして再上場したからには被災地支援にも視野に入れた形でぜひそういった機材の支援もしていただきたいと、そういった訴えをしていく必要があると思っておりますので、ぜひともそういった支援という形での要望をしていただきたいなと思っております。DCの実績はやっぱりある程度裏づけになると思っておりますので、そういったところもぜひ活用しながら、JALに対して支援を求めていくことを要望いたします。

2点目、お話を伺います。取り組みの主な内容の項目、下から3番目、青森県、秋田県との共同での十和田、鹿角、小坂、八幡平地域旅行商品造成という項目がありますが、私旅行関係者に聞くところによると、近年、十和田への観光客の入り込みが非常に落ちていくということを伺いました。新緑の季節、それから紅葉の季節は、十和田に入ってからシャワー効果というのが非常に大きかったということですが、最近では十和田の入り込みが少なくなってきた、そういった関連のお客様が少なくなっているということですが、この観光資源のブラッシュアップ、メンテナンス等、3県ではどのような取り組みをなさっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○戸館観光課総括課長 確かに御指摘のとおり、私どもの十和田の集客力というのが落ちていくというのは感じております。青森県、秋田県と共同で旅行商品の造成事業ということでもありますけれども、これは県の盛岡広域振興局と、それから秋田県の鹿角広域振興局と連携をいたしまして、そういう旅行商品の造成を促進していくということで取り組んでいるものでありまして、その一環ということになろうと思っておりますが、この秋の時期、秋の紅葉と温泉観光キャンペーンということでスタンプラリーなどを開催するような、そういった事業も実施をするということになってございます。

各観光地のブラッシュアップという意味では、これはそれぞれの地域でやっぱりきちんと取り組んでいかなければならないことでもありますし、これは盛岡広域振興局ですとか、それから鹿角広域振興局と私どもとよく連携をしながら、そういう働きかけをしていきたいと思っておりますけれども、そういったこととあわせて、そういった旅行商品を造成をして、実際にお客さんに来ていただく。来ていただくことで、やっぱりやらなければならないという気持ちになるという側面があると思っておりますので、そこは両面合わせて展開していきたいと考えております。

○福井せいじ委員 観光資源をブラッシュアップというのは、おのおのの地域がやるというのは確かにそうなのですが、連携ということを考えた場合に、重点化、それから連携という結びつきをコーディネートしていく役割もやはり誰かが担わなければいけないと思っております。そういった意味で、北東北3県で一緒にやろうということなのであれば、ぜひともコーディネートの機能を岩手県が主導的に発揮していただきたい、そう思っております。非常に残念だということを伺っております。十和田の紅葉といえば、奥入瀬とかああいったところがニュース番組にも取り上げられたのが最近では取り上げられなくなって

きたと、露出度が大きくなっていくということ、ぜひとも3県で連携しながら、よき観光資源を育成するという観点からも取り組んでいただきたいと思います。

3点目ちょっとお聞きしますが、資料の2、誘客重点地域の取り組みイメージと書かれていますが、実は今回のデスティネーションキャンペーン期間中、あるいはことしの平泉をいかに活用するかということで、平泉から盛岡県央区域へのバスの運行がされていたと思います。800円で平泉から盛岡地域まで乗れるということですが、岩手県交通が主体になって運行していたと思うのですが、このバスの継続の取り組みがあるのかどうかお聞かせください。

○戸館観光課総括課長 盛岡ー平泉間の高速バスでありますけれども、デスティネーションキャンペーン期間中も運行されておりまして、この期間中の実際の乗車人員を見ますとなかなか採算ラインには遠い状況でございますが、この盛岡ー平泉間のバスにつきましてはデスティネーションキャンペーン期間後も継続して運行しておりますし、今のところ継続でいくと聞いているところでございます。

○福井せいじ委員 岩手県の観光振興を考える意味では、私は何度も話してきましたが、二次交通の充実というのは欠かせない手段、方策、施策であると私は考えています。県交通側としては、幾ばくかの予算を確保すれば継続するというものでありまして、雫石町でも今後積極的に考えたいということですので、ぜひともこういった形でやはり平泉を生かすためにはまず盛岡まで来てもらう、そしてさらにあそこからまた県北・沿岸への誘客を図っていく、それも大事なことだと思いますので、ぜひともそういった平泉をいかに生かすかと、二次交通の充実についても今後取り組んでいただきたいと思います。以上、要望で終わります。

○熊谷泉委員長 そのほかにもございませんか。

○斉藤信委員 この際でしょう。

○福井せいじ委員 まだデスティネーションキャンペーンではないか。

○熊谷泉委員長 この際、よろしいです。どうぞ。

○斉藤信委員 では、この際、簡潔に。被災事業者の調査についてお聞きをしたい。実は、復興局が第2回の被災事業所復興状況調査というのをやって、議会でもこれは答弁された。再建した事業者がどういう復興状況にあるかという点ではわかりやすい資料だと思うけれども、これは2,519事業者対象で、回答が1,651事業所で65.5%の回答になるのです。私は、被災した事業者が商工会議所、商工会の調査で、これ6月1日、皆さんの発表で四千数百件になっているということから見れば、全体を反映しない調査ではないかと。前に9月の時期でしたか、全事業所の調査をやるという話がありましたが、それはどういうふうになっているのか、これが第1点。

第2点は、トヨタ自動車東日本岩手工場の雇用状況について。アクアがついに生産台数でプリウスを抜いて、販売台数でもほとんどプリウスを抜く状況になって、最も景気のいい状況を迎えているのですね。私は、こういうときこそ期間社員を正社員にする、県内か

ら採用をふやすチャンスではないかと思いますが、正社員、期間社員、派遣社員の動向はどうなっているか。この間どう働きかけているのかをお聞きします。

○松川経営支援課総括課長 商工団体を通じて調べた再建状況です。9月1日現在でございます。被災した事業者に対しまして回復の状況が72.2%ということで、前回6月に調査したものが71.2%でしたので、1ポイント上昇したということでございます。内容を見ますと、これまで不明だったところが実は廃業だったというようなことで、やはり被災の程度が大きかった陸前高田市とか大槌町とか、そういうところの廃業率が高くなっているというところですよ。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 トヨタ自動車東日本の雇用の状況でございます。トヨタ自動車東日本ということで7月1日発足いたしましたして、いろんな工場、東北では3工場がまず合体いたしました。その中で、東北では大体3,400名ぐらい、また一方で東富士、こちらのほうにも工場がございまして、こちらで約4,300名、合わせて大体7,700名ぐらいのかなり大きな会社になったところでございます。この間、トヨタ自動車東日本の発足式、また県内での各自動車企業の立地調印式、こういったところでトヨタ自動車東日本の白根社長、そして知事、副知事がお会いする機会というのはこれまで多々ございまして、その都度正社員化につきましては要望を続けているところでございます。

現在のところ、岩手工場につきましては、委員御指摘のとおり、アクアが好調ということで、今までラクティスとかほかの車種も生産していたわけですが、それらを同じ社内間で移動をさせて、東富士工場で作っている。それに伴って、岩手工場の社員の高い能力を活用するというので、今応援に行っているとか、まずそういった人の交流が進んでいる状況でございます。そういったことで、いろいろ今後も雇用をふやす機会と我々も捉えておりますので、引き続き機会あるごとに要望をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 9月1日現在の調査があれば、これ後で皆さんに配付してください。

それと、トヨタ自動車東日本岩手工場の関係ですけれども、正社員は減って1,659人、期間社員は872人、30.2%、さらに派遣社員が357人で12.4%、派遣社員は今までで最高ですね。だから、好景気を派遣社員で賄っているという、こういう感じで、平成21年に期間社員から正社員が106人いました。その後、リーマンショックもありましたけれども、21年度10人、22年度15人、23年度13人と、低水準なのです。私は、やっぱり100人ぐらいずつ期間社員から正社員に登用すべきだと。期間社員というのは半年更新なのです。そして、4年とか5年とか6年働いているのです。そういうベテランのほうが効率がいいですから。私は、そういう使い捨てではなく、今世界的な企業になっているわけですから、ぜひこれだけ貢献している期間社員を正社員に登用するように強く求めていただきたい。

また、最後ですけれども、労働者委員の選任について。残念ながら、ことしも労働者委員は全員連合が独占ということになりました。なぜこんなことになったのか。労働組合員の構成員数を示していただきたい。女性の比率を示していただきたい。なぜこういうこと

になったのかを部長、示してください。

○橋本商工労働観光部長 第44期の労働者委員の選任の関係での御質問でございました。

まず、労働組合員数の関係でございますけれども、本県におけるそれぞれの系統別の組合員数でいきますと、連合が5万2,346人、労連1万8,356人、その他1万7,721人と把握しております。また、女性につきましては、委員2名ということでございます。このような状況の中で、労働者委員の選任がなぜこのような形になったのかというお尋ねでございますけれども、労働者委員の選任に当たりましては、労働委員会制度を規定した労働組合法の趣旨及び任命手続、これに即しまして労働組合から推薦のあった者の中から適任と考えられる方を判断いたしまして、任命をしてきているところでございます。

○斉藤信委員 1989年、いわば岩手労連、連合が結成される以前というのは、歴代の知事は、委員の選考に当たっては、産別、総同盟、中立等系統別の組合員数及び組合数に比例させて選出してきました。ILO勧告では、労働委員会及びその他の審議会の公正な構成に対して、全ての代表的な労働組合組織に対して、公平かつ平等な取り扱いを与える結社の自由の原則に基づいて適切な措置をとるよう求める、ILO勧告です。さらに2006年4月、労働審判制度がつくられましたが、このときには岩手における労働審判員の労働者委員5名の配分は、連合岩手が4、岩手労連が1となっております。中央労働委員会、そして宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、滋賀県、京都府、和歌山県、長野県、高知県、11都府県で労連系から選出されていますが、岩手労連というのは、宮城県とか神奈川県などよりもずっと比率が高いのです、さっき言われたように。

こういうことから見て、総合的に判断して連合独占と、これが続いているのです。いわば歴史的な経過、国も11都府県も連合の独占は是正をしていると。福岡地裁の判決というのが2003年4月18日にあったのですけれども、このときには知事の連合独占任命は裁量権の逸脱だと、こういうふうに指摘されているのです。結果的に連合独占になったという、これはどんなにあなた方が説明しても全く正当性のない、妥当性のない説明ではないか。

そして、女性の委員を聞きましたけれども、女性の委員2名というのは公益委員です。労働者委員は全員5名、男性です。これ岩手労連からちゃんと女性も推薦されていた。こういう委員会というのは、岩手県の方針として3分の1以上を女性にするというのが基本的な考えではないですか。なぜ公益委員からしか女性が選出されないのか。こんなゆがんだ構成になるのか。このことについてしっかり答えていただきたい。

○猪久保労働課長 委員の選任につきましては、先ほど部長からも答弁させていただきましたけれども、労働組合法の趣旨及び任命手続にのっとりまして、労働組合から推薦のあった者、その中から適任と考える方々を選任するという選任の仕方でございます。先ほど来、ILO、それから労働審判制度のお話ございましたけれども、私どももILOの勧告、それから労働審判制度の趣旨、こういうのも当然十分理解、加味いたしまして、その上で総合的に判断をしているということでございます。

なお、女性委員でございますが、確かに今回は2名の推薦をいただいたところでござい

ます。女性委員、県全体の委員の登用という観点からしますと、まさにそういう方向で県全体として取り組むべきものだと思いますけれども、公平に委員を選任していくという考え方に基づきまして、結果として女性委員は今回委員として選任されなかったということで御理解を賜りたいと思います。

○**斉藤信委員** 県の説明は、総合的に判断、結果的にこうなったということだけなのです。一番大事な原則は、労働組合員数の構成に応じて選ぶことです。連合がつくられる前にはそういうふうになっていたのです。これは旧労働省の1949年54号通牒で示されているのです。

部長、改めて聞きますが、県内の労働組合の比率はどうなっていますか。比率で教えてください。

○**橋本商工労働観光部長** 系統別の比率についてのお尋ねでございますけれども、連合につきましては59.2%、労連につきましては20.8%、その他20.0%と把握しているところでございます。

○**斉藤信委員** 6割弱の連合が何で5名全員独占するのですか。おかしいではないですか。6割だったら5名のうちせいぜい3名です。本当にこれは岩手労連排除なのですよ、あなた方の選任というのは。どこに公正、公平な選定があるのですか。本当にゆがんだ県政の姿ですよ、これは。国だって変えている。お隣の宮城県だって変えている。これは民主主義の常識ですよ、構成に応じて選出するというのは。岩手労連推薦の候補者は不適格だったのですか。どうなのですか。なぜ排除したのですか。

○**橋本商工労働観光部長** 労働者委員につきましては、労働組合から推薦のあった者の中から任命する制度でございます。推薦されたとは申せ、個別の利益を代表する者ではないと考えておりますし、労働者全体を代表する者として労働者委員の職責を担う者、そういう方が労働委員となっているものと認識をしているところでございます。

○**斉藤信委員** 岩手労連はローカルユニオンもつくって、労働者の未組織にも取り組んで、労働相談は年間本当にすごい数をやっています。そういう労連が推薦する方々が排除されると。さっき私は、福岡地裁の判決を紹介したけれども、知事の連合独占任命は裁量権の逸脱だと。5名全員、連合を選ばなくてはならない理由はどこにもないですよ。これは毎回、私、労働委員の選任のたびにこの問題を取り上げてきましたが、この点では達増知事が今まで連合から推薦されたということがあってもいい。しかし、それは選挙の話なのです。県行政は公正でなくてはならない。私は、本当にそういうことでこの問題を厳しく指摘をして終わります。

○**福井せいじ委員** 先ほど被災事業者の調査についての質問が斉藤委員からありましたが、被災事業者の調査についてなのですが、これは産業別実態というのはどうなっていますでしょうか。あるいは業種別でもいいのですけれども、1次産業、2次産業、3次産業、あるいは小売り業、卸業とかサービス業とか、建設業とか、そういったも産業別の実態がわかれば教えていただきたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 産業別には捉えておりませんでしたので、事業者の会員としての数ということで。

○福井せいじ委員 被災地における雇用のミスマッチというのが非常に大きな問題にはなっていると思うのですけれども、私がちょっと聞き及んだところによると、水産関連の産業については非常に復興の進捗が進んでいると、しかしながらやはり小売り業、卸業、サービス業、あるいは水産関連以外の工業等の復興がおくれているのではないかと、そういった意味で雇用のミスマッチも起きているのではないかとということを地元の事業者等から伺いました。私はそういった意味では、産業別のそういった差異をつくるのではなくて、やはり同様の形でまたこれからは2次産業、3次産業も進めていかなければ、こういった雇用のミスマッチは解消されないのではないかと思います。

さらに、復興が進んだ事業者は、できるだけやっぱり地元から商品を買う、そういった内需の拡大があって初めて同等の復興が進むように思われます。そういった工夫をしていくことが雇用のミスマッチ解消につながるとは思いますが、このような考え方についていかがお考えかをお聞かせください。

○松川経営支援課総括課長 まず、調査の関係につきましては、6月補正で商工業者の動向調査というものを予算をお認めいただいておりますので、今沿岸の七つの商工団体で調査をしているという状況です。ただ、大槌町商工会と釜石市商工会議所では公募したのですが、ちょっと人が集まらないということで、今のところは5名で調査しております。

先ほど申し上げたように個々の事業者の状況、それから課題ということもあろうと思っておりますので、そういったことについては丁寧にこういった動向調査で採用いたしました職員によりまして調査を進めるというふうにしていきたいと思っています。現実には雇用のミスマッチというものもあろうかと思っておりますので、その辺あたりも課題の調査の中で確認していきたいと思っています。

○小泉光男委員 二つあります。一つは、前回、今回の津波の中で流された個人の住宅に抵当権が設定されていて、このままでは高台への移転とかそういうときに、しがみついている抵当権の問題で相当苦労しますよと、何か県として銀行に対策をしなければいけないですよというふうなお話をさせていただきました。9月13日でしたか、商工労働観光部が銀行に出向いて、そういう依頼とでも言うのでしょうか、協議会みたいなことを持ったやに聞いているのですが、そこでのやりとりはどんな内容になったのかお聞かせいただきたいと思っています。第1点目お願いします。

○松川経営支援課総括課長 金融機関と話し合いをする場というものを設けまして、そういったところで、先ほどの委員御指摘のような抵当権の問題につきましても話をいたしました。その際には、県土整備部、復興局の職員も同席いたしまして、こういった問題があるということと、それから金融機関に対しては、抵当権の抹消ということについて協力いただきたいということで意見交換をしているところでございます。

金融機関からは、全部ということではなかったですけども、そういった手続をとるこ

とが望ましいということでお話ししたところ、協力的なお話をいただいておりますので、いずれ個々には市町村とのかかわりでございますので、県土整備部で沿岸の市町村と、それから金融機関、一緒に説明会をまた改めてやるとお聞きしております。

○小泉光男委員 9月16日付の朝日新聞、それからつい二、三日前の10月4日の毎日新聞でも、まだまだそういう個人の二重ローンの減免、あるいはそういった問題についての周知がされていない、知らないという記事が出ておりますので、商工労働観光部の協力でもってこれを進めていかないと、復興、そういう面では進まないと思いますので、お話をしておきます。

もう一点。先ほど職業能力開発促進法施行条例というのが皆さんの賛成で通ったわけでございますけれども、私は、職業能力開発のいろんな訓練施設がある中で申し上げたいことがあります。昨年度は、職業訓練校費として15億円ほど予算化をしているかと思っておりますけれども、最近いろんなところで若年層を中心にして仕事がないということで、社会問題になっているのは皆さん御案内のとおりでございます。もちろんこういう不況で受け入れるところがないという大きな要素があるかもしれないけれども、私なんかは職業訓練校がそういう役割を果たしているのだろうかというふうに思っているわけでございます。つまりニーズに合った、企業とか、求職側、求人側が求めるような内容について、能力開発をしていないのではないかと考えているわけです。

例えば、職業訓練の施設に二戸高等技術専門校がありますよね。この中身は、建築科と自動車システム科ですよね。今多くの企業が求めているのは、販売であったり、接客であったり、サービスなど、21世紀型のそういう能力とか対応できる人を求めているところに、建築構造とか自動車の組み立てというようなところのカリキュラムにしがみついている、あるいは教えている学校側にも大きな問題である。学校側ということは、要するにそういう職業訓練の施設に依然としてコケが生えたような、年々同じことをやっているのではないかというような思いを持っているわけでございます。あるいはまた金型の何とかなど、そういうような部分です。

ですから、今回、岩手県で自由にこれから職業訓練の内容とかを定めるのであれば、こういったものを盛り込むようなことを、先端という話は大きくなるのですが、使える職業訓練の内容にしてほしいのです。そういった意味では、職業訓練指導員の訓練ですよ。あるいは、さっきも言いましたように、職業能力開発学校を一新するような、そもそもこういうような中身を全部入れかえるというようなところにはいかなければ、15億円を予算化しているこういうものも役に立たないという思いを持っているのですけれども、担当者と部長の所見をお聞きしたいと思います。

○猪久保労働課長 職業能力開発施設につきましては、県立の施設がございます。そのほかに、民間のほうの認定職業訓練施設、大きく分けてそのような施設となっております。県立で申し上げますと、確かに二戸を代表するように高等技術専門校、県に3カ所ございますが、自動車システム科、金型技術科、建築科という構成になってございます。他県で

申しますと、高等技術専門校の中に、先ほどおっしゃられたような、例えばデザインですとか、あとは設計ですとか、機械みたいな、そういう本県の高等技術専門校にある学科以外の多様な学科がございます。

県の施設の経緯から申し上げまして、現在ある短期大学校、県立でございますが、こちらのほうも過去にさかのぼれば高等技術専門校の流れを経ておりまして、現在短期大学校も含めて多様な職業学科といたしますか、職業訓練の科目を設置していると考えてございますので、短期大学校の学科も含めて、県全体の学科構成を考えまして、もちろん、これからの企業からのニーズ等も踏まえて、県で職業能力開発審議会を持ってございますので、そこで企業の概況、高校現場の先生方、一般の方々、学者の方々とか招聘しまして、そこでいろんな意見を賜りながら、随時、学科の改編、それから今後の運営のあり方等は十分検討しているという状況でございます。

○**橋本商工労働観光部長** 職業訓練のあり方についてのお尋ねでございました。県では本年3月に、第9次岩手県職業能力開発計画というものを策定しております。この中で掲げておりますのは、地域産業のニーズに対応した人材育成を推進していくというのが第1点でございます。第2点目には、雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化を図っていくというようなこと、さらには県立の職業能力開発施設の充実を図っていくというのが大きな柱になってございますが、具体的に地域産業のニーズに対応した人材育成ということで申し上げますと、平成23年度から復興需要に対応した建設関連分野の職業訓練の実施というような喫緊のニーズに対応した職業訓練の実施ということも行っておりますし、離転職者の再就職者訓練のようなことにも取り組んでおりますし、あとは集積しております自動車関連産業、この中では次世代の自動車に対応できる人材育成というような部分で、今後二戸、宮古、千厩の県内各高等技術専門校3校に自動車システム科についてハイブリッド車等を導入しながら訓練するというようなことなど、新しい時代に対応、要請に応える人材、職業訓練を実施していきたいと考えているところでございます。

○**岩淵誠委員** 済みません、1点質問しておきます。簡潔にやります。来年3月、金融円滑化法、通称亀井法が終了いたします。大変懸念を持っております。県内の金融円滑化法の対象数と、そのうち被災関連の物件がどの程度あるか、ちょっと確認いたします。

○**松川経営支援課総括課長** 金融円滑化法の対象ということですが、県内の地銀3行の条件変更の実行状況ということで申し上げます。申し込みが、3行合わせてでございますけれども、中小企業向けで2万4,601件の申し込みがありまして、それに対して実行されたのが2万2,270件ということで、割合からいきますと90.5%ということでございます。その他、審査中とか取り下げとか、あるいは謝絶ということがございますけれども、大体9割方は条件変更ということでございます。

来年の3月がその期限ということでございますので、それに対応して、いわゆる出口戦略というものがことしの4月に国のほうから示されまして、金融機関もこれに基づいてコンサルティング機能の一層の発揮というようなことを求められているということでござい

ますし、それから先ほどございました金融機関との意見交換会を開催したわけですが、その際に岩手県中小企業支援等連携会議というものを設立いたしまして、今後そういった場を通じまして金融機関との情報交換とかということを進めてまいりたいと思っております。被災事業者の内訳ということにつきましては把握はしておりませんが、この中には多分被災事業者がかなり含まれていると思われまので、いずれそういった金融機関との情報交換をしながら、ソフトランディングといいますか、金融円滑化法期限後も経営が健全になるようにしてまいりたいと思っております。

○岩渕誠委員 2万2,000件もの金融円滑化法の対象があるということは、私はかなり懸念をしております。このまま3月で金融円滑化法を終了すると、被災地あるいは被災地以外という区別なく終わった場合に、二重ローンの問題もなかなか進まない中で、かなりの影響が出るのではないかと心配しております。単純に出口戦略だけで、この2万2,000件の金融円滑化法のソフトランディング、これを単純にできると部長はお考えですか。やっぱり延長なり、被災地に限った特別なもの、あるいはそうでなければつなぎの部分の制度とか、こういったものの新設等を考えていかないといけないのではないかと。やはり被災地の実態に合わせた声を今上げる必要があるのではないかと。国の方針は、これは延ばさないという方針はあるようでありましてけれども、果たしてそれをそのまま受けていいものかどうか、これは非常に懸念をしておりますが、部長の見解をお示してください。

○橋本商工労働観光部長 金融円滑化法につきましては平成25年3月が、これを限りとして、そういう措置は対応がなくなると、もう決まっていると認識しております。このため、国を初め、政策パッケージ的なものを示しながら金融機関への対応の指導も行ってきておりますし、県といたしましてもそれに呼応いたしまして、健全な経営が継続できるような環境づくりに鋭意努めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 後で結構なので、2万2,000件の中小企業向けの部分のうち、どの程度被災に関係した部分があるのか。それから、同じく恐らく中小企業向けだけではなくて、住宅ローンも2,500件ぐらいあると伺っておりますけれども、そういったところが一体どういう実態になっているのか。それを県としてもぜひ把握する御努力をしていただきたいと思っておりますし、出口戦略についてはどうしても資金需要が一番必要な時期に制度が切れる、こういうことになりますから、前倒しの相当な政策を打っていかないと、かなりこれは危機感を持ってやっていただきたいと思っております。終わります。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、3時10分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係及び第11款災害復旧費第7項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の平成24年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の6ページをお開き願います。教育委員会関係の歳出の補正額は、10款教育費のうち1項教育総務費、4項高等学校費、6項社会教育費及び7項保健体育費並びに11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費を合わせた2億1,246万円余を増額しようとするものであります。

その内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので御了承をお願いいたします。

それでは、お手元の予算に関する説明書の69ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費は、公用車2台の更新に要する経費であり、次の放射線対策費は、汚染状況重点調査地域において、空間線量率が平均値で毎時0.23マイクロシーベルト以上の県立学校4校のグラウンド等、それから牧草から暫定許容値を超える放射性物質が検出された県立学校2校の牧草地について除染に要する経費を増額しようとするものであります。

4目教育指導費の特別支援教育推進費は、特別支援学校高等部生徒の職場実習と雇用機会の拡充を目的とした企業との連携協議会の開催計画の変更等に伴い増額しようとするものであります。次の指導運営費は、海外留学を希望する高校生への奨学支援として留学費用を補助するほか、県立高等学校に海外勤務や留学の経験者を講師として派遣することにより、高校生の留学機運の醸成と国際的視野の涵養を図ろうとするものであります。

70ページをお開き願います。4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の管理運営費は、旧釜石商業高等学校敷地内に災害公営住宅が建設されることに伴い、同校の再利用できない備品等の処分に要する経費を増額しようとするものであります。

4目の教育振興費の産業教育設備整備費は、復興支援として広域財団法人日本財団から広域財団法人岩手県漁業担い手育成基金を通じて助成を受け、県立宮古水産高等学校の食品製造実習室の冷凍設備の更新等を行おうとするものであり、次の教育実験実習費は共同実習船りあす丸のエンジン冷却装置及び配電盤の部品交換等の修繕に要する経費を増額しようとするものであります。

71ページをごらん願います。6項社会教育費、2目文化財保護費の文化財保護推進費は、農業基盤整備事業に係る埋蔵文化財の出土量の増加に伴い、発掘調査に要する経費を増額しようとするものであります。

3目芸術文化振興費の岩手芸術祭開催費は、国の被災地支援関連事業を取り入れた岩手芸術復興支援フェスティバルの実施に係る経費を補正しようとするものであります。

72ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費の県立学校児童生徒災害共済給付金は、県立学校の管理下において被災した生徒の保護者に対して、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの特別弔慰金4名分の支給に要する経費を増額しようとするものであります。

2目体育振興費は、本科目内の中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践事業の実施計画の変更に伴い、報償費等の節の間での補正、節間補正のみを行おうとするものであり、目としての予算の増減はございません。

3目体育施設費の施設設備整備費は、県営スケート場の製氷用冷凍機3台の操作盤改修工事及び県営体育館の南側玄関床防水改修工事に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、81ページをお開き願います。11款災害復旧費、7項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費及び2目体育施設災害復旧費の体育施設災害復旧事業費は、陸前高田市が実施する災害等廃棄物処理事業に関し、被災した県立高田高等学校及び県立高田松原野外活動センターの解体経費のうち、国庫補助対象外の工作物等に係る経費について事業実施主体である陸前高田市に負担しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 除染にかかわる予算が計上されておりますけれども、その2校分だけが放射線によって汚染されているとみなしたのでしょうか、お伺いいたします。

○小倉学校施設課長 ただいまの質問につきまして、牧草地の除染ということだと思えますけれども、暫定許容値を超えているのが盛岡農業高校、これは平成23年産の二番草で128ベクレルでございます。それと、水沢農業高校が平成24年産の一番草で超えておりまして、これが211ベクレルでございます。それと岩谷堂高校が24年産の一番草で448ベクレルということになってございまして、盛岡農業高校につきましては、6月補正予算で措置をさせていただきまして、今回は水沢農業高校と岩谷堂高校についての予算措置ということでございます。

○小西和子委員 わかりました。議会資料の16ページにありますが、前沢高校というのもありますけれども、これはどういうことなのかな、グラウンドでしょうか。

○永井予算財務課長 今般計上いたしました放射線対策費につきまして、議会資料3の16ページに書いてございます実施予定の2校、前沢高等学校、水沢農業高等学校、これは2校ほかということで、代表でございます。牧草地の除染につきましては、先ほど小倉学校施設課長から答弁をいたしました岩谷堂高等学校及び水沢農業高等学校、それからグラウンドにつきまして、空間線量率が平均値で0.23マイクロシーベルトを超える学校が4校ご

ざいまして、これが県立前沢高等学校、それから千厩高等学校、特別支援学校で前沢明峰支援学校、それから一関清明支援学校、この4校でございます。したがいまして、計6校分の除染、グラウンド及び牧草地の除染に関する件で計上させていただいているものでございます。

○小西和子委員 盛岡農業高校の牧草地の除染を行ってから大分また期間が置かれて、このように予算が計上されております。できれば一度にやれたらいいのではないかなというふうに思います。牧草地の除染がおくれれば、それだけ家畜に食べさせる餌の費用もかさんでくるわけですので、そのあたりを今後はよろしく願いいたします。以上です。

○斉藤信委員 最初に、放射線対策費について、今4校のグラウンド、前沢高校、千厩高校、前沢明峰支援学校、一関清明支援学校が出ましたが、放射線量を示してください。

それと、ここは昨年は昨年で除染をしているのだと思うけれども、これはことしの調査でまた0.23マイクロシーベルトを超えたということなのか、そのことも含めて示してください。

○小倉学校施設課長 空間放射線量でございますけれども、前沢明峰支援学校、6月22日に測定しておりますが、平均値が0.28マイクロシーベルト、一関清明支援学校が0.23マイクロシーベルト、前沢高等学校が0.25マイクロシーベルト、千厩高等学校が0.29マイクロシーベルトということになってございます。

それと、昨年度の調査ということでございますが、グラウンドではなくてホットスポットということで、雨樋の下とかそういったところが基準値を超えていて、昨年の10月から12月までにかけて除染を完了すると、そういう状況になってございます。

○斉藤信委員 そうすると、グラウンドというのはホットスポット以上に測定しなければだめなのだけれども、去年しなかったということですか、グラウンドは。

それと、牧草のことも教えてください。牧草は、去年、ことし、どういうふうに推移していますか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 昨年度のグラウンドの測定につきましては、グラウンド全体を5点、四隅と真ん中をはかりまして、その平均を出したものでございます。今回は重点調査地域に指定されましたことから、20メートルメッシュで測定いたしまして、より精密な数値が出てきたということでございます。したがいまして、この数値になったと。

○小倉学校施設課長 牧草地の関係でございますけれども、平成23年産の二番草ということで盛岡農業高校が128ベクレルと暫定許容値を超えておりました。それ以外でございますが、同じく23年産の二番草で花巻農業高校が49ベクレル、北上翔南高校も49ベクレル、水沢農業高校が66ベクレル、それと遠野緑峰高校でございますが、64ベクレル、久慈東高校が44ベクレルということになってございます。それ以外の学校で、千厩高校、大船渡東高校等がございますが、これについては飼料としての利用はないということで、調査はしていないということでございます。

○斉藤信委員 要領を得ないのだけれども、去年は隅と真ん中をやったのだらうけれども、

去年のデータはどうだったのですか。

それと、そうすると水沢農業高校は、去年は 66 ベクレルだったが、今年が一番草になったら 211 ベクレルになったと、こういうことでいいですか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 昨年度の数値は持ち合わせてございませんので、後ほどということをお願いします。

○小倉学校施設課長 水沢農業高校の関係でございますが、先ほど 23 年産の二番草が 66 ベクレル、24 年産が 211 ベクレルということございまして、暫定許容値は 100 ベクレルということになっておりますので、それで今回超えたということで除染ということになります。

○斉藤信委員 わかりました。水沢農業高校は、去年は 66 ベクレルで、ことしが 211 ベクレルになったと。放射能との戦いというのは、やっぱり本当に慎重に系統的にやらないと大変だなという感じがしております。これは県立高校だけでこうですから、小中学校の規模で 0.23 マイクロシーベルトを超えている、除染対象になっている学校数というのはわかりますか。

○高橋教育次長兼教育企画室長 ただいまの御質問でございますが、恐縮ですが、現在の段階ではわからないということですのでよろしく願いいたします。

○斉藤信委員 データぐらいはぜひ把握をしてください。そして、後でいいから、どういう状況になっているのか、委員には知らせていただくようにお願いします。

次に、県立学校児童生徒災害共済給付金、4 名の方が特別弔慰金の支給だということでした。これは学校管理下ということだったので、どの学校で、どういう状況だったのか、簡潔に示してくれませんか。

○藤澤学校企画課長 災害特別弔慰金の対象の 4 名でございますけれども、そのうち 3 名につきましてはクラブ活動中ということでございます。それから、1 名につきましては下校中ということ把握しております。

○斉藤信委員 わかりました。高田高校でしたね、プールのやつは。わかりました。

次に、災害復旧費のほうでお聞きします。高田高校と高田松原野外活動センターの、これは瓦れき処理で国の補助対象にならないと。これはどういうところが補助対象にならなかったのか、これを示してください。それと、高田高校の整備の状況も示してください。

○小倉学校施設課長 今回の補正予算でございますけれども、国庫補助対象外という部分で、陸前高田市に解体作業をお願いしておりますが、国庫補助対象外の部分を今回予算を計上しようとするものでございますけれども、具体的には外構と、あと建物ではないという意味で、プールの本体が災害査定の中で国庫補助対象外にされているものでございます。

それと、高田高校の整備状況でございますが、7 月に敷地、山林でございますが、山林の敷地の造成工事を開始してございまして、今年度中には終えて、来年度から建物の整備に入る予定というような今の状況でございます。

○小泉光男委員 71 ページに芸術文化振興費、2 億 2,300 万円が復興フェスティバルの増

額で 290 万円ふやすという今の御説明でございましたが、芸術文化振興費は何もこの 2 億 2,000 万円だけではないと私は思います。岩手県文化振興事業団という外郭団体を持っていて、そちらのほうで大きなお金が出ていますし、そこからまた指定管理で、岩手県営の岩手県民会館のほうに 1 億 7,900 万円の指定管理料、さらに昨年は 3 億 4,000 万円ほどの施設の補助というようなことで出ています。さらに、9 月 26 日の日報で、県出資 13 法人が赤字という中に、県の文化振興事業団 6,144 万円ということが出ています。そういうことでは、今回復興フェスティバルの増額、290 万円必要になったからということの上積みするのではなくて、今置かれたような 3.11 以降の、まさに沿岸の仮設住宅などで、大槌で厳しい生活をしていることを思えば、この辺のところは増額せずに、今までの予算の中で吸収するとかというような努力をしてほしかったのでございますけれども、担当者の御意見を申し上げます。

○西村生涯学習文化課総括課長 ただいま委員から御指摘がありました岩手芸術復興支援フェスティバルの 290 万円の増額でございますけれども、こちらにつきましては、文化庁で募集しております地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業というものの平成 24 年度事業に採択が決定したところでございまして、それを受けて国庫補助を受ける形での増額となっておりますので、この 290 万円の増額分の財源といたしましては、そういった国庫補助を充てているという状況でございます。

それから、もう一点、先ほど岩手日報社の 9 月の記事がございましたけれども、文化振興事業団の収支の状況が出ておりましたが、その大部分につきましては、昨年度と今年度につきまして、文化振興基金を取り崩しまして民俗芸能等の復興支援の備品整備等に充てるというものでございますので、そういったことから出資になってございます。

○小泉光男委員 そもそも芸術文化振興費の 2 億 2,000 万円というのは相当なことができるし、私はこんなお金をもらったら本当に花を咲かせたいという思いがあるのですけれども、この 2 億 2,000 万円の主な内容というのは何なのでしょうか。

○西村生涯学習文化課総括課長 主な内容といたしましてはいろいろございますけれども、主なもので申し上げますと、文化関係で申し上げますと、県で事業を実施しております、青少年の鑑賞機会のための青少年芸術普及事業でありますとか。(小泉光男委員「そこに幾ら予算を」と呼ぶ)当初予算といたしましては、主なもので申し上げますと、350 万円程度でございます。それから、そのほかには岩手芸術祭、今補正予算でお願いしております岩手芸術祭開催費でございまして、これは補正前の額、合計といたしまして 1,300 万円ほどでございます。それから、委員が御指摘のとおり、県民会館の運営費、こちらが大きなものになってございまして、1 億 7,600 万円ほどが岩手県民会館の管理運営費になってございます。そのほかに、今年度新しいものとしては、いわての学び希望基金を活用しました児童生徒の文化活動支援のもの、これが 1,250 万円程度というものがございまして、主なもので申し上げますと以上でございます。

○小泉光男委員 私が 3 年間文化施設にいたときは、確かに岩手芸術祭関係で巡回美術展

と二戸市民文化会館でかるたというのをやったことがあります。そういった意味では、県の幾らか芸術文化に対する動きがあったことは承知しておりますけれども、県の文化振興事業団関係では、3年間、一つの援助も情報提供も励ましもありませんでした。県の文化振興事業団というのは、岩手県民会館だけを運営するための外郭団体なのか確認したいと思います。

○西村生涯学習文化課総括課長 岩手県文化振興事業団と、それから文化振興事業団が指定管理を受けております県民会館につきましては、当然ながら県内の文化会館の中心的、中核的役割を担うべきものと認識しております、以前の指定管理の議決を得る際にも、そういった中核的役割を担うように御指摘を受けたと記憶しております。私どもとしましても、そういった中核的な役割を引き続きさらに充実できるように指導していきたいと思っております。

○軽石義則委員 教育指導費の特別支援教育推進事業費の具体的な内容と事業目的をもう一度お示し願いたいと思います。

○佐々木特別支援教育課長 それでは、説明をさせていただきます。

企業との連携協議会関係の部分でございますが、現在知的障がいの教育を対象としている県立の特別支援学校において、一般就労希望の実現という部分については89.3%でございましたけれども、卒業生全体の部分については、就職率はまだ2割程度にとどまっております。そこで、いわて特別支援教育推進プランにおいて、就業支援充実のために企業との連携強化を図るということをプランとして掲げておりまして、その具体的な取り組みとして、企業関係者と連携して、生徒の社会自立に向けた授業の改善という部分を進めながら、特別支援学校への理解促進と生徒の実習や雇用の機会の拡充を図ることを目的に、このような企業との連携協議会というものを平成23年度に設立したところでございます。

昨年度は、盛岡地区2校の特別支援学校と盛岡地区の参加企業6社、久慈地区においては、久慈拓陽支援学校と七つの企業及び事業所との間で連携協議会というものを立ち上げさせていただきました。その協議会の中で、一般企業の方々からは作業能力の育成とかコミュニケーション能力の育成等について、さまざまな企業からの忌憚のない意見を頂戴しているところでございます。それを受けて、特別支援学校として今後取り組むべき学習内容を考える上で、大いに参考となったところでございます。

今年度は、昨年度の2地区に加えまして、花巻、前沢、そしてさらには被災地である気仙、釜石、宮古の5地区も取り組んでおりまして、トータル参加企業は40企業、事業所に上っております。開催回数が、平成23年の年2回から今年度は3回ふやしたことによって、より充実させたいと考えておりますが、このたび参加企業への報償費について、会議時間に合わせて増額しようというものでございます。以上でございます。

○軽石義則委員 それでは、実態に合わせて、さらに充実をしていくという内容ですので、ぜひとも進めていただきたいと思いますし、2013年度からは法定雇用率の拡大という条件も変わってまいりますから、そこの連携というものも十分図っていただければと思います。

なお、きょう、新聞にも載っておりましたけれども、障がい者就労への介助役配置ということで、労働局に（仮称）就職支援コーディネーターが設置をされるという記事が載っておりましたけれども、それらとの連携などについても考慮している状況でしょうか、お示し願います。

○佐々木特別支援教育課長 特別支援学校の卒業生の就業育成支援事業ということにつきましては、今年度から取り組んでおります。卒業生のみならず、卒業生をサポートする支援——非常勤職員になりますけれども、その方もあわせてつけております。いわゆるきょう出ておりますジョブコーチ、ジョブコーディネーターと言われるものでもございます。そういうことで進めております。また、雇用の部分につきましては、岩手労働局と現場実習の情報提供も含めまして連携をとっているところでございます。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 50 号学校図書の蔵書整備・充実に関する請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○小倉学校施設課長 学校図書の蔵書整備・充実に関する請願につきまして御説明を申し上げます。

現在の高等学校の学校図書の蔵書整備・充実の継続的な推進についてであります。平成 22 年度の文部科学省調査、学校図書館における物的整備の状況によりますと、県立高等学校の 1 校当たりの蔵書数は平成 21 年度末で 1 万 7,064 冊、前年度末と比較いたしまして 358 冊の増となっております。また、県立高等学校の図書整備に係る予算額でございますが、平成 24 年度、3,501 万 9,000 円で、1 学級当たり 4 万 2,654 円となっており、ここ数年、同程度の予算を措置してきているところでございます。厳しい財政状況下ではあります。引き続き図書整備に係る予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、文部科学省の学校図書館図書整備 5 年計画におきましては、小中学校、特別支援学校小中学部でございますが、について、学校図書館図書標準の達成を目的に、図書整備

に必要な経費につきましては、地方交付税措置が講じられておりますが、高等学校は対象外となっております。このため、国に対しまして、高等学校を含めた地方財政措置の拡充について、引き続き機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

次に、高等学校の図書整備に係る県内の書店の利用推進についてであります。県立高等学校の図書購入につきましては、学校によっては発行所が直接販売する書籍や専門書など、一部の図書について県外の書店から購入する場合もあると聞いておりますけれども、基本的には全ての県立高等学校において県内の書店から図書購入しているところでございまして、今後におきましても県内の書店の積極的な利用に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○熊谷泉委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 請願の趣旨に賛成の立場で質問させていただきます。蔵書の整備はそのとおりでございますけれども、蔵書を活用するには、図書館に学校司書がいなければ十分に活用できないと考えます。そこで、岩手県の高校の学校司書の人数、割合をお示してください。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 お尋ねの学校図書館の運営に当たりましては、司書教諭と、あとはいわゆる学校司書という教員以外の職員とあるわけでございますが、まず司書教諭につきましては、高等学校につきましては12学級以上、38校に全て配置しております。そのうち専任の職員を配置しているのは2校という状況でございます。一方、学校司書ということで、学校図書館の担当職員につきましては、司書教諭と、あとは図書館担当の教員が中心となって運営する中で、事務職員などが協力しながら運営をやっている実態でございまして、学校の状況に応じて円滑な運営がなされるように、事務職員の配置状況を見ながら、他県の状況もちょっと今研究しているところでございますので、充実した体制をとれるように努力してまいりたいと考えています。

○小西和子委員 学校司書等というのはゼロでございますね。全国は、文部科学省調査ですと平成22年度で高校は73.3%でございます。岩手県はゼロということで、大変お困っておりますので、ぜひ。司書教諭となると、ずっと張りついていられません。小中学校でも、とにかく決めなければならないというので決めているのですが、実際は学級を見たり授業をしているから図書館にはいられないのです。ですから、休憩時間等だけあけて、あとは鍵を閉めているという学校も多くあるのです。それでは図書の活用というのが非常にうまくないのではないかと考えますので、ぜひ岩手の高校でも学校司書の配置ということを考えていただければと思います。教育長にお考えをお伺いいたします。

○菅野教育長 いずれ子供たちの学びの環境をどう整えるのか。特に、本離れが言われている中で、小・中・高等学校を通じて本に親しむということは非常に大事だと思っております。今委員から御指摘ありましたとおり、本県で専任の学校司書というのが置かれていないという状況は、全体の事務職員の配置枠の中でどう工夫しながらやっていくということの一つの結果だろうとは思っておりますが、ただ図書館の重要性に鑑みまして、先ほど参

事から御説明申し上げましたとおり、どういうふうに充実を図っていくかということについては、私どもでも一生懸命研究してまいりたいと思っております。

○**小泉光男委員** 学校図書の実態に関しては、私も賛成でありますし、ぜひお願いしたいのですが、2点ほど注意というか、お聞きしたいことがあります。一つは、少子化によって合併とか廃校になったときの活用をやや懸念しているのです。実は、高校ではないですけども、私が育った小中学校が閉校になって15年ぐらいになるのですが、この間、運動会のとこに行ったとき、図書室の本がそのまま、全く手つかずのままにありました。町の教育委員会のほうに行って聞いたのですけれども、活用方法について余り考えていなかったということだったのですけれども、特にこれからそろえた途端に統廃合というのがありますので、そういった部分でのマニュアルか何か事前につくっておいておきたいのが1点。

もう一つは、相互利用というようなものを考えられないのか。例えば、盛岡第一高校と盛岡第二高校と盛岡第三高校、盛岡第四高校にそれぞれ同じ本を4冊置いて、その高校でしか借りられないようなシステムになっているのではないかと。今大学間でも図書館は相互利用できますし、もちろん岩手県立図書館でも、町の図書館に申し込めば取り寄せてくれる、町の図書館に返せば県立図書館のほうに返却してくれるのですけれども、高等学校だけはとにかくその学校に在籍していなければ、そこでしか借りられないというようなのは余りにも前近代的でもありますし、世の中の動きから取り残されると思うわけですけれども、この辺の所感をお聞きしたいと思います。

○**多田教育次長兼学校教育室長** 一つ目の統廃合の小中学校の図書室にそのまま図書が残っていたというお話でございますが、その状況について県として取りまとめはしておりませんが、市町村の図書館、読書教育のあり方ということについて非常に課題もあると思いますので、その辺については毎年図書館担当の研修会等もありますので、統廃合で残された蔵書についての活用を市町村それぞれで改善を図っていただきたいということについては、県としても働きかけていきたいと思っております。

○**菅野教育長** 学校図書館の蔵書の共同利用ということになりますと、委員御案内のとおり、県立図書館を中心としては、そういうシステムができていて、システムというのはデータベースを処理したり、それを一元的に管理するシステムを含めてなのですが、学校までそこまでを広げるとなると、また若干その辺の経費的な、財政的な必要もあるのかなと思っております。したがって、どういうふうな活用策があるのか、またむしろ県立図書館等を核とした、生徒が希望する場合に、より広範囲に公立図書館の中で蔵書を検索するシステムがとれないのか、いろんな面で研究してみたいと思っております。

○**小泉光男委員** 今の教育長のも大事ですけども、私が申し上げたかったのは、例えば盛岡第三高校に近い生徒が盛岡第一高校に通っている。本を借りるときに、夏休みに盛岡第一高校に行って借りなければいけない、籍が盛岡第三高校にないために。それで、学校間の、高校の間で生徒が近いところに行って、県立高校の高校生であれば誰にでも貸すというようなシステムはとれないのか。それぞれ1校当たり1万7,000冊も置いておきなが

ら、1時間以上遠方まで通っている生徒もいるわけですから、そちらに行って本の貸し借りだけでも融通がきかないのかというようなことをお聞きしたいのであります。よろしくお願ひします。

○菅野教育長 先ほど小西委員からの御批判もございましたが、学校図書館のそれぞれの管理体制、それからどういうふう運営されているかも含めて、若干現場の状況を確認させていただいて、研究をさせていただきたいと思ひます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 先ほどの小西委員の質問でちょっと答弁漏れがございましたので、ここでお答えさせていただきます。学校図書館の職員の数、職員配置状況ですけれども、先ほど平成22年度の数字で本県では6校、9.2%ということもございます、全国平均が先ほど73.3%ということ、確かに大きな開きがあるということもございますが、ゼロではなく6校ということで補足させていただきます。

○小西和子委員 その学校名を教えてください。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 今現在手元にご覧いませんので、後で学校についてはお知らせしたいと思ひます。

○熊谷泉委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思ひます。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 先般、私もぎふ清流国体の開会式に派遣をしていただきました。結果が出まして、当初の目的の本県39位が達成されたという報道もされておりますけれども、この内容について総監督のコメントなどが載っておりますけれども、それらについて、これから2巡目の岩手国体を迎えるに当たって、やはり整理しなければならない課題や、そして取り組まなければならないことがあるのではないかとと思ひますけれども、現段階でのこの国体の成果、反省、そして今後に向かうべきところがあれば、その所感を教育長からお伺ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○菅野教育長 昨年度までの国体ですと、本県の場合は少年男子が極めて得点を上げてくれた。今回は、逆に成年男女が非常に高得点で、これはサッカーとラグビーの活躍があったわけでございます。若干伸びているところはある。去年9位ということで、あともう一歩で入賞を逃した種目が非常に多かったと。ことしは、そういったところで8位までに食い込んでくれたということで、そういう面での力強さはあったのかなと思ひますが、

ただ、やはり岩手国体を目指すとして、岩手国体を目指して、それぞれの競技別にどういうチームをつくっていくのか。これはホッケー等の監督なんかともいろいろお話をしたのですが、そろそろチームの切りかえ時が来ているのではないかと。したがって、岩手国体を目指して、その時点でそれぞれどういうチーム構成で臨むのかというイメージを持って、それを目標としたチームの構成、それから選手の強化をしていくということが今まで以上に問われてくるのだらうなと思ってございます。ただ、そういった中でも、県のそれぞれの選手団は一生懸命頑張ってくれたと思っておりますし、私どもも引き続き支援に努めてまいりたいと思っております。

特に医科学サポートと申しますか、そういうトレーナーですとか、そういう支援が非常に心強かったという選手の方々からのお話も承っております。科学的トレーニングの重要性ということになりますと、今私どもで検討させていただいている医科学サポート体制をどう充実していくのか。それから、先ほど申し上げました国体に当たって、どういうチーム構成で、どういうメンバーで臨むのかということをはっきりと見据えて、それぞれに着目した強化を行っていかねばならないと思っております。

○**軽石義則委員** ぜひともその目標に向けて整備するべきものは整備していただきたいと思っておりますし、実際これから施設面でも課題も多くあると思っております。今回岐阜の会場も非常に立派な会場でしたけれども、それらを参考に、さらに岩手としても整備していく課題などあれば教えていただきたいと思っております。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 現在、県有施設といたしまして整備を考えなければならないというのは、登山のリード競技が規格外のものでございまして、そういうものは早急に手を打って、選手強化のためにも早く供用したいと考えてございます。あとは、競技施設につきましては、国体室で所管しておりますので、県立の施設以外はなかなか申し上げられないところでございますが、よろしく申し上げます。

○**福井せいじ委員** スポーツ教育支援ということがありまして、ちょっと私も耳に入れたのですけれども、非常に狭い被災地において十分な運動場がないにもかかわらず、さまざまな団体がスポーツ教育支援という形で被災地に来て指導していると、その効果が非常にあらわれているということを伺いました。その事例を御紹介いただきたいということと、そういった事例をいかに生かしていくか、今後普及拡大の計画はあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 委員御指摘のものにつきましては、立命館大学が文部科学省の復興教育支援事業として大船渡市立第一中学校にかかわったものと認識してございますが、スポーツ健康科学部が、学校のグラウンドに仮設住宅を設置したことによって体育授業に限られた環境の中で行わざるを得ないところに入らせていただきまして、効果的に授業展開ができる新たなカリキュラムや、そのカリキュラムで子供たちの体の発育、発達、健康づくりに貢献できるかどうかというようなことを検証していただきました。ことしの2月に入らせていただきまして、この間9月23日にその成果発表会をやっていたいて

おります。効果が上がったという成果が示されてございまして、今度、来週になります、教育事務所の保健体育主事の研修会にこの教授をお呼びいたしまして、これからどういふふうに関連して子供たちの体力、能力を維持して、さらに上げていこうかということを検討してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○福井せいじ委員 私は非常にありがたいことでありましてし、うれしいことであると思います。今後もそういった限られた中でいかに児童生徒の体力を維持、あるいは増進していくというそういったシステム、あるいはカリキュラムの導入にぜひ積極的にチャレンジしていただきたいですし、これを普及拡大して行って被災地における体育授業、あるいはそういった運動能力の向上にぜひとも支援体制をつくっていただきたいと思いますし、またこういったことも全県的にも広げていくことは必要ではないかと思っておりますので、そういったことを取り組んでいただきたいと思っております。

そこで一方、この委員会で先日大槌町の小中学校を視察をして参りました。そのときに、非常に一生懸命教職員の方は頑張っておられるのですが、学習環境という意味において私は劣悪であるなど感じました。児童生徒が本当に集中して授業に取り組めるのか、あるいはその後家庭における学習の環境がどうなっているのかなど非常に心配になりました。これでは学習に向く姿勢がなかなか醸成されないのではないかと。小中学校はもちろん市町村の担当でありますけれども、ひいては高校に入ってきたときに児童生徒が学習に向かう習慣がないとやはり問題になってきますし、その子供たちにとっても非常に不幸なことではないかなと思っております。ぜひとも学習環境の整備、今教員の加配とかはなされているとは思っておりますが、これをさらに効率的に活用する方策を考えていただきたいと思っております。例えば、朝とか放課後に補習をする場合に、加配された教職員の方に活躍をしていただくとか、あるいは補習授業をどこでやるかというのは皆さんに工夫していただきたいのですけれども、あるいは家庭学習における指導を徹底していただくとか、そういった学習の習慣化あるいは生徒の生活のリズムをいかにつくっていくか、その中で学力をいかに向上させていくか。先ほどのようにスポーツにおける新たなカリキュラムとかシステムを導入するというそういった観点から、学習においても新たなカリキュラム、あるいはシステムを構築する必要があると私は思いますが、お考えをお聞かせください。

○小菅義務教育課長 委員が御指摘のように現在被災地域におきまして仮設から通学している子供は10%を超える数でありますし、それから他校を間借りしたり、仮設の校舎を使ったりというも20校ほど現在ある状況であります。

そういう中で学校におきましては、学習の時間の問題とか場所の問題が非常にあるということをお聞きしておりますし、仮設から通う子供についてもストレスの部分も多く抱えているということや、それから家庭学習の時間が十分とれないといったことはこちらのほうでも把握しておるところでございます。例えば、スクールバス一つとりましても、各学校でスクールバスの便数を2便にしなから、時間をずらして、授業が終わった後すぐ帰る子供と、それから部活動が終わるまで一緒に学習する等の措置をしている学校もあります。そ

れから、スクールバスが時間帯に1回しか運用できないところについては、一斉にスクールバスに収容、夕方の6時まで全員を残しながら、その中で先生方が手分けして補習に当たるといことも行っているところがございます。そういったいろんな取り組みをぜひこちらのほうでも把握しながら広げていきたいと思っております。以上です。

○福井せいじ委員 いろいろ工夫なさっていることと思いますが、しかし本当に目の当たりにして、劣悪な学習環境の中で子供たちの将来の学力、あるいは学習の習慣を身につけなければいけないときに集中できない環境にあるというのが非常にかわいそうだなと僕は思いました。

極端な話になるかもしれませんが、例えば希望者があれば寮とかをつくって、そういった寄宿舎みたいなものをつくって集中して勉強ができるような体制をつくるか、小学校では無理かもしれませんが、中学校、高校になれば希望者があれば、集合的な学習施設をつくることも、短期であってもそういった取り組みをしながら勉強したいという子供の思いに応えることも必要ではないかと私は思いますが、教育長、お考えをお聞かせください。

○菅野教育長 二つあると思っていました。一つは、先ほど課長からお話し申し上げましたが、学校にいる間に、できる限り子供にそういういい環境で学んでもらうと、それからもう一つは、放課後、特に土、日も含めた学習環境、やっぱりこれは被災地の教育長も非常に苦勞なさっていらっしゃいます。幸いいろんなNPOですとか大学が支援に入ってくれていまして、既存の例えば残っている公民館ですとか、それからあとは仮設の集会所を活用して、希望する子供たちを集めて、そこでボランティアの大学生、もしくは地元の学習塾の先生がそこに入って子供たちを指導しているという実例が被災地においてかなり出ております。それに対しましては、国庫の委託事業を活用しまして現在10分の10の補助事業を行ってございまして、引き続き国に対しましては被災地の状況がこういう状況でございますので、事業の継続を今強く要望しているところでございます。

したがって、とにかく子供たちが身近なところに集まって、誰かの支援を受けながら学びの環境を整えていく、そして、やっぱり基本的な住まいは家族と一緒に住むと、そういう環境が私どもとしては一番いいのかなと思っておりますので、そういった放課後、土日を含めた学びの環境づくりに市町村教育委員会ともども私どもも努力してまいりたいと思っております。

○福井せいじ委員 そういう場をつくるということは本当に大事だと思いますし、ぜひとも推進していただきたいのですが、例えば、中学校3年生、高校3年生の生徒が受験をしたいと、進学したいという場合、やはり1日のうちで放課後に5時間、例えば、通学前に2時間とか、そういった毎日毎日の学習時間の確保というのが非常に大事になると私は思います。昨年大学進学に当たって、被災してしまって一つ上の大学をチャレンジできなかった、そういった子供もいたと伺っております。そういったことは絶対起こしてはならないと私は思います。子供たちに学習のリズムとか生活のリズム、学習する時間、場所の確保をぜひとも確保していただきたい、そういうことを要望します。よろしくお願

します。

○**小西和子委員** まず、一つ目ですけれども、少人数学級へ教員 3 万人増という文部科学省の 5 年計画が示されましたが、岩手県では来年度はどの学年を拡充するのかお伺いいたします。

○**漆原小中学校人事課長** 御案内のとおり、この 9 月に文部科学省では公立義務教育小学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議の報告を受けまして、今委員お話ありましたように、今後 5 年間に向けて、中学校 3 年生までの 35 人以下学級を実現する教職員定数の確保を含めた新たな教職員定数改善計画案、5 年計画案が示されました。それに伴いまして、平成 25 年度の政府予算概算要求に 1 学年相当に該当する 35 人以下学級の推進を含めた 3,900 人の定数改善計画を盛り込んだところであります。

今後県としましては、この定数改善計画に関する情報収集に努めるとともに、国の予算措置の動向を十分見きわめながら、本県の今後の定数の確保の見通し、あるいは子供たちの発達段階、特性等を踏まえて、そしてさらには学級編制のつながり、その辺を含めて来年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** いじめが 2,000 件にもふえたということですが、早期発見するためにも教職員の増というのが欠かせないと思いますし、また教職員がもう少し子供と向き合う時間がふえていかなければ本当に早期発見というのは難しいなど、教育現場にいた者として考えておりますので、ぜひ 1 学年と言わず、小 3、中 2 あたり、少人数学級になればいいと思います。たくさんあるので次に行きます。

被災地の学校等への教職員の加配についてでございますけれども、復興実施計画における進捗状況を見まして、加配というのが平成 30 年までの計画であるということ、大変心強く思っているところでございます。まず、30 年までの見通しということで、どのような加配の規模を考えているのか。だんだん減らしていくのか、それとも、数年たったあたりが一番大変だと思いますので、今の規模、もしくはもう少しふやしていくのかということがまず 1 点。

それから、来年度に向けて、今年度同様に文部科学省に加配要望をしたいと思いますけれども、いつごろ、どの程度の規模で要望しようと考えているのか。それから、学校によっては年度途中で加配教員が必要になることもあるのです。そういうときに、年度中でも配置というのは可能なかという、この 3 点お伺いいたします。

○**漆原小中学校人事課長** 1 点目の 10 年間にわたっての復興加配にかかわることですが、当然のこと、今の学校の現状を考えて即対応する加配、それから子供たちを落ちついた環境の中で育てていくという中期的な展望、さらには被災地等で育った子供たちが被災地のために頑張っていくという長期的なもの、その見通しを持ちながら、国のほうにはそれぞれのときに必要な人員について加配を要望してまいりたいと考えております。

それから、年度途中での加配等についてお話があったわけですが、昨年度は、年度当初 134 名の加配、その後国からは特例的に 67 名を 6 月に追加加配をし、201 名が措置された

ところであります。本年度につきましては、学校と、それから教育委員会等の要望を取りまとめて文部科学省に申請をし、194名を配置し、委員御存じのとおり、子供たちの学習指導の充実、生徒指導の充実、そして、子供たちと向き合う時間を確保するための組織強化等に活用していただいております。ただ、年度途中での国への復興加配につきましては、その要望にお応えする仕組みとはなっておりませんので、今お話ししたように年度途中で発生する課題等も十分考慮しながら、次年度への要望に生かすようにしてまいりたいと考えております。

来年度の加配にかかわる要望につきましては、文部科学省への報告が11月下旬までということで、今取り進めておりまして、各教育委員会を通じまして各学校の加配要望の資料等を作成する準備をしているところであります。加配規模等については、当然学校の状況、学校の要望、市町村等の意見を十分踏まえながら、子供たちが安定した学習環境の中で、そして、生活の安定が図られるように、必要、適切な加配を要望してまいりたいと考えております。

○菅野教育長 1点だけ補足をさせていただきますが、先ほど委員から5年間の加配のお話でしたが、あくまでも定数改善計画案に示されていますのは2万7,800人の増でして、復興加配はこの枠外になっています。したがって、5年間保証されたというわけではなくて、文部科学省としては来年1,000人を概算要求で出すと。ですから、各単年度ごとの予算要求の中で復興加配が扱われることとなりますので、被災県としましては、これまでも被災地の状況を国に訴えていきながら、引き続き加配が必要だということを粘り強く求めていかなければならないと思っております。

○小西和子委員 単年度ごとですね。

○菅野教育長 あくまでも予算措置で。申しわけございません。

○小西和子委員 わかりました。先日調査に行きました大槌町の四つの小学校、来年度は統合するのですけれども、教職員の数は半分以下で、3分の1になるのかなとかと心配しておりました。でも、今かなり教職員は充実しているのですが、それでも精いっぱいだと。これがぐっと減ったのでは、とてもやっていけない。それだけ多くの子供たちが被災している。教職員も被災している。特に養護教諭等は3人でフル回転だということでございますので、本当に学校の実情に合わせて加配を考慮していただければと思います。

では次に、男女平等教育の推進についてお伺いいたします。岩手県の男女共同参画推進条例が制定されてから10年以上たつわけですし、国のほうでも第3次が示されたわけです。それで、教育施策での取り扱いというのはどのように考えて進めていらっしゃるのかということをお伺いいたします。

○藤澤学校企画課長 学校におきましては、授業や行事などの教育活動に際しまして、男女平等の意識を高める指導を行っていくことは大変重要であると認識しております。そして、小学校、中学校におきましては、学習指導要領に基づき、家庭科などの教科や道徳を中心とした学習の中で男女の平等の意識を育み、お互いに理解して思いやる態度を育成し

ようということで努めております。また、高等学校におきましては、主に公民科、家庭科、特別活動におきまして、男女の平等や相互の理解、そして、協力の重要性について指導しております。特に家庭科につきましては、これは男女ともに必修でございますけれども、性別による固定的な役割分業意識を見直して、男女が協力して家庭を築くことの意義などについて理解を求め、そういった授業が行われております。

それに加えて、教員に対してでございますけれども、新採用教員全員、これは小中高、そして特別支援学校でございますけれども、これらを対象といたしました初任者研修講座におきまして、男女共同参画社会の実現に向けました教育者としての役割などについて講座を設け、指導しているところでございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。十分に行われているというような答弁ではありませんけれども、いまだに男性が先で女性が後であるというすり込みが毎日されております。何かといいますと、名簿なのです。例えば、1年生に入ったときの名簿が男女別であれば、まず靴箱、ランドセル、さまざまなロッカーとか、縄跳びとか、10カ所以上に順番に、男が先、女が後、全部そうなっております。呼名もそうですね。それが当たり前でしょうと思っていらっしゃるかもしれませんが、全国的に見まして昨年度の調査で、私が持っている資料ですと、性別で分けない名簿の実施率ですけれども、全国平均は小学校が84.2%、中学校は64.3%、高校は75.1%、特別支援学校は94.8%です。ということで、それでは岩手県の性別で分けない名簿の実施率についてお伺いいたします。

○藤澤学校企画課長 本県の男女混合名簿を使用している学校の割合ということでお答えをさせていただければと思います。平成24年度でございますが、小学校につきましては32.4%、中学校につきましては11.5%、そして、高等学校、全日制につきましては33.8%、定時制につきましては55.6%、そういったような状況になってございます。

○小西和子委員 特別支援学校は。

○藤澤学校企画課長 申しわけございません、特別支援については手元に資料がございません。

○小西和子委員 皆さんお聞きになったでしょうか。全国的に見て、岩手県は下位グループであります。東北でもうんと水をあけられて下位グループであります。例えば、秋田県ですと、小中学校だけいいますと、59.4%、24.1%、山形県だと35.1%、24.1%、高校が100%です。特別支援学校が66.7%。福島県は89.7%、66.0%と上回っております。これは行政が行政主導で進めていったということもあります。ボトムアップもありますけれども、そういうことが大きくかかわっていると聞いております。岩手県は特別支援学校がずっと100%だった、そうですよね。そうなのですよ、100%なのです。そこは胸を張っていると思います。

やっぱり教育の及ぼす影響というのはすごく大きいと考えます。まず、どのように捉えているかということ。今後の学校現場での定着が、将来の男女平等や男女共同参画へとつながると考えます。性別で分けない名簿についての県教育委員会の考え方をお伺いいたし

ます。

○藤澤学校企画課長 このような実態についてどのように捉えているかというようなこととございますけれども、初めに、学校におきましては、先ほど申し上げましたような教科におけるさまざまな指導のほかに、例を挙げさせていただきますと、中学校の保健体育では男女の別ではなく、男女合同の授業が、一緒に行うような授業が増加をしております。これにつきましては、身体的な違いを踏まえながらも互いに学び合うということがなされてきたところとございます。それから、技術、家庭におきましても、平成当初の指導要領改訂によりまして、男女がともに学ぶ形となっております、男女共同参画の形が定着してきつつあるというところとございます。

性別で分けない名簿の使用についてでございますけれども、各学校におけます出席簿等の名簿につきましては、教育的な効果、用途、それから利便性を考慮して使用されていると考えております。男女混合名簿の導入につきましても、学校それぞれ独自の取り組みの中で、各学校が主体的に判断すべきものと考えております。ただ、県教育委員会といたしましては、各学校が男女混合名簿の使用につきまして議論するきっかけとなるよう、そして主体的に判断するための資料となるよう、毎年度男女混合名簿の使用状況について情報提供を行っているところであります。

○小西和子委員 ちょっとがっかりしました。男女で分けた名簿を小学校1年生から中学校3年生まで使用した場合に毎日毎日すり込まれる回数というのは、私以前計算したことがあるのですが、大体1万回にもなるのです。男が先だ、女が後だ、男が先だ、女が後だとすごくそれはかなり大きな影響があります。だからこそ、全国ではどんどん進めております、別名簿ではなくて、分けない名簿を。大体にして、幼稚園、保育園でも分けない名簿を使って、小・中・高校が分けた名簿で、大学に行けばまた一緒、社会人だって一緒なのです。ぜひ県教育委員会としても分けない名簿を推進して行ってほしいです。

何がブレーキをかけているのか。例えば、知事がやっぱり男が偉くて、女は従うべきだというような考えを持っているのか、それとも誰がそうやっているのでしょうかね。青少年・男女共同参画課では推進したいと答えておりますよね、もちろんそういう役目の部署ですから。これは非常にわからないですし、いつも岩手県が一番最後なのです、何をやるにも。それでいいのでしょうか。社会に出ていったときに笑われるのです。男女混合名簿、性別で分けない名簿がなかなか進まなくてと言うと、周りから、はあっ、何言っているの、当たり前のことでしょうと、分けない名簿を使うのが世間一般では当たり前だよと言われます。世界的にも、インドとか韓国とかというところはそれなりの国ですので、男が先で女が後なのですけれども、ほとんどの国は分けない名簿なのです。そういうこともやっぱり県教育委員会も学習して、何だ、岩手県はと言われないうに進めていただければと思います。教育長、何か所感があつたらお願いいたします。

○菅野教育長 男女共同参画、自分のことを考えてみますと、確かに高校は混合で特に差はなかったような、中学校のときはそれぞれ別だったのかなという、今思えばそう思いま

す。恐らくいろんなそれぞれの学校の考え方とか、県教育委員会として名簿はこういうふうにつくれということを指導しているわけでもありませんし、特にその辺については学校に対してあれこれ申し上げているわけではありません。したがって、学校においていろいろ議論いただいてこういう結果になっているのかなと思っています。やはり学校経営をやる中で、子供たちが何がいいのか、子供たちの将来を考えた場合、どういうふうな格好でやるのがいいのかというのは、県教育委員会がこうしろと言っても、なかなかそれは定着しないのだろうと思っています、学校の中でしっかり議論していただく必要があるだろうと思っていますので、先ほど課長が申し上げましたとおり、全国の状況等をよく学校の中で議論していただく、その仕組みづくりを私どもとしてしっかり努めていく、こういうことなのだろうなと思っています。

○小西和子委員 ぜひ全国の状況、東北の状況を、使用状況調査というのを毎年やっていますよね。そのときに資料としてつけ、岩手県男女共同参画推進条例にかかわる資料を作成するためではなくて、推進するためという文言をつけて、進めていただければと思います。かなりがっかりしました。

次、学校給食の食材検査についてでございます。まず、測定にかかわる検査員のことですけれども、かなりトレーニングを積んで業務を遂行しているわけです。来年度も引き続き配置できるのかどうか、まずお伺いいたします。

○平藤スポーツ健康課総括課長 測定担当者につきましては、今年度は国の緊急雇用の事業を活用いたしまして、臨時職員を1名、各校に配置しているところでございます。来年度に測定担当者につきましては、今後予算要求からということになりますが、検討するものではございますが、測定業務が円滑、正確に行われるように各学校での実施状況を確認、検討しながら、対応していこうと考えております。

なお、トレーニングというお話がございましたが、今年度と同一の職員を任用するということは、制度上極めて難しい可能性がございますが、各学校において測定に係るノウハウも蓄積され、共有されているところもございますので、そのような形で進めたいとは思いますが、ならない可能性もありますということでございます。

○小西和子委員 では、測定についてですけれども、給食1食分を測定している自治体はどこなのか、把握しているのであればお伺いいたします。県立学校ではどうなのかお願いします。

○平藤スポーツ健康課総括課長 取組状況についてですが、平成23年度に測定を開始いたしました一関市、奥州市、平泉町、花巻市、金ケ崎町につきましては提供後の丸ごとをやってございます。田野畑村はやっておりません。平成24年度につきましても雫石町、矢巾町、北上市、宮古市、一戸町、軽米町、洋野町、紫波町でやってございます。これから開始予定の久慈市、陸前高田市でも丸ごと1食ということでございまして、感じとしては測定している7割程度のところでは丸ごと1食を実施していると認識しております。

○小西和子委員 なぜ流通段階での検査を入れていないと考えられる食材のみでなく、1

食丸ごと測定していると総括課長はお考えでしょうか、お伺いいたします。

○平藤スポーツ健康課総括課長 どうしてもゼロの食材というものは余り考えられないところがございますので、その関係ございますので、内部被曝というのは全くゼロではないと認識してございますが、安全なレベルにあるということを確認するために1食丸ごとを実施しているのではないかと考えております。

○小西和子委員 私もそのとおりだと思います。では、小中学校では測定している自治体が7割ほどあるということですね。小中学校の子供たちは、そういう給食をいただいているわけです。ところが、特別支援学校と定時制高校、県立の11校では丸ごとの測定はしておりません。要領にもあるように、より一層の安全・安心を確保する観点からと、依頼要領とありましたね、資料をいただいたものなのですけれども、測定依頼事務取扱要領にあるのですけれども、そういう観点であれば県立学校11校でも1食全体での測定をするべきと考えます。そして、本当に安全・安心ということを確保するべきだと考えます。そういうふうに最初に決めたからやらないのすということではなくて、特別支援学校には小学生や中学生の学齢の子供たちも入っておりますよね。例えば、奥州市の前沢明峰支援学校とかもあるわけですね。でありますので、やはり県立学校でも1食丸ごとも測定して、そしてそれを積算していくという形。いや、そして出たらどうするのすというような言い方をしますけれども、それぞれの自治体では、それは安心料として、後から測定しても今までは出なかったわけですので、測定しております。ぜひ、岩手県に合う要領に変えていくべきではないかと考えます。教育長にお伺いして終わりたいと思います。

○菅野教育長 もともとこれは子供たちに安心・安全な食材を提供するということで、事後の検査ですと食べた後になってしまいますので、やはり事前にそういうリスクを低減させるという趣旨からこういう検査を行っているということでございます。したがって、現在の方法でそういう趣旨には十分に沿っているとは存じますが、ただ、一方で委員から、事後であっても、食べた後であっても、やっぱりなかったのだよという安心の観点も必要だという御意見があります。そういった点も含めて、物理的には不可能ではないと思いますが、ただ現場の状況をいろいろ確認させていただいて、どうあるべきかということについては引き続き検討させていただきたいと思っております。

○熊谷泉委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○平藤スポーツ健康課総括課長 先ほどの除染実施校の昨年度の空間線量率のデータでございます。御報告させていただきます。前沢明峰支援学校、現在0.28マイクロシーベルトでございますが、昨年9月で0.50マイクロシーベルト、一関清明支援学校、これは現在0.23マイクロシーベルトでございますが、同じく9月に0.50マイクロシーベルトでございます。前沢高等学校、現在0.25マイクロシーベルトの数値が出ておりますが、これもまた9月のデータで0.50マイクロシーベルト、千厩高等学校、現在0.29マイクロシーベルトでございます。これも9月のデータで0.50マイクロシーベルトということになってございます。以上でございます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 先ほどの小西委員の学校司書の6校の具体的な校名でございますが、平館高校、岩谷堂高校、一関第一高校、高田高校、宮古高校、盛岡市立高校の6校でございました。大変失礼しました。

○小西和子委員 専任司書。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 学校司書という。

○小西和子委員 そこはずっと張りついているのですよね。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 臨時の場合もあるので、これは常勤ということにはなっていないです。

○斉藤信委員 私はきょうは3点お聞きをしたい。

1点目は、いじめ問題です。これは本会議でも議論されました。そのときに教育長の答弁は、緊急調査2,000件と、そして解消率が約8割と。調べた途端に解消しているというのも不思議な感じがしますけれども、去年のいじめ調査というのは、かなりまとまって報告をされ、緊急調査がされたと。2,000件のいじめの実態、特徴、これを示していただきたい。

○田村生徒指導課長 過般実施されました文部科学省のいじめの緊急調査のおおむね2,000件の内容についてでございますが、対象とした学校は小中学校、そして、高等学校、特別支援学校、全ての公立学校ということになってございます。各学校、また市町村教育委員会から回答のあった区分と申しますか、態様で一番多かったものが、冷やかしたとか、からかいというふうな、言葉ですね、が一番多く、次に多いのが軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたかれたりすると。三つ目が仲間外れだとか、集団による無視というのが数値的には高くなってございます。

○斉藤信委員 そんな単純な話を私は聞いたわけではないのですよ。去年の調査331件と。私は、東日本大震災津波でああいう被害を受けて、きずなが問題になっているときに、331件のいじめがあったということは深刻だと思いますよ。それで詳しいものを見せていただいた。331件の中身はこうですよ。ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする、30件。金品をたかられる、14件。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする、20件。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする、47件。私、これはかなり悪質だと思うけれども、これは111件、全体の20.5%ですよ。これは去年。いわば331件の中で20.5%、こんな深刻な中身があるのですよ。2,000件の中身はどうでしたか。

○田村生徒指導課長 委員御指摘の部分につきましては、まず金品をたかられるというのは40件弱で、約1.3%となっております。また、金品を隠されたりというのが2,000件のうちのおおむね200件程度で、比率からすると6.9%となっております。嫌なことをされた、また恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするというのが170件程度ございまして、約5.8%と。今委員御指摘の部分の3件については、今回の緊急調査ではそのような結果となっております。ひどくぶつかられたり、たたかれたりする、

蹴られたりするというのも 60 件ほどございまして、約 2% となっております。

○**齊藤信委員** そうすると、これは足し算をすると 470 件、私が指摘したのは 470 件。去年の調査は 111 件でしたね。緊急調査をやったら 470 件。私はかなり深刻ないじめだと思います。こういういじめというのは、かなり進んだ段階なのです。だから、今回のいじめ調査というのを本当に真剣に受けとめないでだめだと。いじめ問題の専門家は、いじめのない学級というのは 2 割もないと、全国です、全国のさまざまな調査を踏まえて、それが実態だと、こういうふうにする。文部科学省も、皆さんも、いじめというのはどこの学級でも起こり得ると、どの子供でも起こり得ると。これどういうことかということ、そういう教育の環境、社会の環境に子供たちが置かれているということなのです。どこの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るということは、そういう学校の現状というか、社会の現状に子供たちが置かれているということでしょう。

まず、教育長にお聞きしたいのだけれども、今回大津の中学 2 年生の自殺事件、これは教育委員会の対応が悪かったというので、衝撃的に全国に報道され、その後もいじめ自殺事件が相次いだのだけれども、今 2,000 件のこの調査を踏まえて、県内におけるいじめ問題、これを教育長はどういうふうに受けとめていますか。

○**菅野教育長** 委員御指摘のとおり、やはりどの学校でも、どの学級でも起こり得る、子供たちがそういう環境に置かれているということは、それはおっしゃるとおりでございます。思い起こせば、私どもも高校時代、中学校時代、同じようなことがあったのかなと思います。ただ、それが経年的にこういうふうに変化をとっているかということ、その辺は非常に弱いところがありまして、近年になってこれが急にふえてきたものかというのはなかなかそこは検証が難しいのですが、ただいざこれといったことが子供たちの今後の活動に影を落とす、そういうことがあってはならない。したがって、大津の事件の御指摘もありましたが、私ども、学校、教育委員会、それからひいては御父兄も含めて、地域全体で取り組んでいかなければならない課題だろうと思っています。

それぞれ学校においては情報共有をして、学校全体としてそういうことに対応していく。特に子供たちは非常に多感な年ごろですので、同じ事案に対しての学校の評価、教員の対応が異なるということには非常に敏感に対応しますので、そういったところを注意しながら学校を挙げて対応していかなければならない。そのための学校体制も当然つくっていかねばならないと思っておりますし、意識も合わせていかなければならないということで、今月、全小中学校、それから市町村教育委員会の生徒指導担当に緊急においでいただいて研修会を開催するというのは、そういう意味もございまして、いずれにいたしましても、子供たちの環境、学校の環境を少しでも改善いたして、子供たちの健やかな学校づくりに努めていきたいと思っております。

○**齊藤信委員** 去年のまとめた調査の中で、いじめ発生件数の推移というのは昭和 60 年度からずっとあるのです。昭和 60 年度というのは 1,674 件、いわゆる大きな事件が起きたときです。平成 18 年度が 1,513 件、これもそういう事件が起きたとき。あとは、本当に

300件とか、最近400件に微増になっていましたが、2,000件というのは、ここ始まって以来ですよ、2,000件の規模というのは。まあ、私たちの時代にもあったかもしれないなんて、そんな状況では全然ないです。子供をめぐる状況が変わっているのです。私は、今子供が置かれている状況、社会の反映もありますよ、新自由主義における弱肉強食の社会にもなっていますからね。本当に子供をめぐる状況は深刻なのだけれども、私は教育をめぐるっては、国連子どもの権利委員会が指摘しているように、過度に競争的な教育が日本で行われていると、これは国連が世界的な視野で見て日本の教育を指摘していることなのですよ。それが子供たちのストレスを高めていると。これは、3回にわたってこういう指摘がされている。

本会議で教育委員会委員長は、岩手県は学力テスト、さまざまなテストで順番をつけていないと言っているけれども、そんなことはないですよ。市町村教育委員会に行ったら、ばしっと順番出されて、平均点が悪いところはそれを上げる特別の取り組みをしているのですよ。そういう仕組みになっているのです、今、現実問題は。教育委員会委員長、私は前にもあのことを指摘をしたのだけれども、ああいう認識でいたら間違いですよ。現状を全然わかっていない。今の学校が進めている教育の状況。学力といたってはほんの一部ですよ、テストの結果というのは。それで学校を評価し、子供たちの尻をたきつけてやっているという、このことが大変学歴社会の中でストレスを高めている。昔と違って、学歴社会といっても、勉強すればいい大学、いいところに就職できないという、これまた変わった状況にある。

もう一つは、子供の貧困、家庭の貧困です。これは国際的にも有数なのですよ。だから、家庭の教育力が落ち込んでいる。そして、今子供たちの学級の力なんていうのはもう死語になっていると。学級集団の形骸化も言われています。そして、それに対応する先生方が多忙化で、何が言われているかという、子供を見ないでパソコンに向かっていると。教師集団の対話もない。昔は何か事件があれば、職員室の中で相談ができた。今はそういう余裕がなくなっているのです。向かっているのはパソコン、こう言われているのです。だから、多忙化の中で子供たちの変化が見えない。私は、こういう問題をしっかり見て、本当にそういう構造的な問題に正面から立ち向かうような対策が必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野教育長 いじめの推移については先ほど委員から御指摘がありましたが、やはり全国的にああいったいろんな事件でクローズアップされたときに、ぼんとはね上がる。そして、また落ちてくるという傾向が残念ながら見られます。それは、評価の問題もあろうと思います。したがって、そのときは非常に関心を持って向くのだけれども、それが長くたってくると徐々に関心が薄れてくるということがあってはならないわけですし、今回企画いたしましたような研修会をずっと私どもとしては継続してやっていきたいと思っていました。

それから、構造的な問題については、いろいろ委員から御指摘がありました。これを全

部教育の場面だけで担えるかという、非常に難しい問題もございます。ただ、私どもとして、そこにいじめられている子供がいるとすれば、そこを何とか現在ある中でも最大限の努力をしていかなければならない。そこは、学校、市町村教育委員会と一緒に取り組まなければならないと思っております。

それからあとは、学力テストの話がございました。学力テストについて、実は今回の県民計画の具体的なアクションプランの中では、平均点とか順位という言葉は一切使っていません。目標としていますのは、子供たちが授業を聞いてわかる、その率をどう高めていくか、そこがベースであろうと。その結果として学力があるだろうと思っておりますので、そういった思いを、実は私どもも、そういう考え方で県教委としては学力向上についての計画をつくっているのだということを全小中学校の校長先生にもお話してございます。したがって、テストをやるのが目的ではありませんので、そこで子供たちがどこでつまづいているかということをそれぞれ分析して、どうそれをいい方向に結びつけていくのか。子供たちがわかる授業で、授業を聞いてよかったなと思えるような授業を一つでも二つでも多くやっていると、そういう思いで私どもとしては、とにかくいじめについて、そこで困っている子供がいる、学校のみならずそれに寄り添ってという体制を、私どもでできることを最大限やっていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** いじめの問題は深刻に深く広がっていると、そういう受けとめで、今回の機会を本当にその解決に向かう大事な契機にしないといけない。

そこで、担当課長に私はお聞きしたいのだけれども、調査した途端に8割解消というところが腑に落ちないのです。何をもちょう解消と言うのか。解決に取り組んでいるというならいいですよ。こういう形のデータを出すと、無理して解決しなければだめなのです。解決にしないといけない。私、そんな単純な話ではないと思いますよ。例えば一時制圧したとしても、制圧したのではいじめは解決しないです。いじめられている子供の安全を守るというのが最優先だけれども、いじめている子供の解決をしないと解決できないのです。いじめている子供も大変なストレスを抱えているのです。好きでいじめているのではないのです。だから、そういうことも含めて解決するとしたら、かなり腰を入れたことをしないといけない。

それで、本会議では出席停止という問題もあったけれども、出席停止というのは最後の手段、緊急手段です。基本的には子供の安全を守りながら、いじめている子供を解決すると、その問題を、子供たちの力で、教員の力で。私はそこを最大の基本にすべきだと思うけれども、担当課長は、いじめ研修会でこの問題を提起して解決に取り組むというわけですから、私が今聞いた質問とあわせて、どういうふうな県教育委員会として取り組もうとしているか示していただきたい。

○**田村生徒指導課長** まず1点、初めに先ほどの数値でございますが、あれは複数回答となっておりますので、例えば2,000件に対して200件といたら、そういう意味合いもございましての6.7%ぐらいということのお話でございますので、御了承いただきたいと考

えてございますし、委員御指摘の昨年度の調査につきましても、331件に対しての複数回答で五百数十件の中の回答ということになっておりますので、単純にその比較はちょっと難しいかなと考えております。大変失礼いたしました。

今委員御指摘のお話についてでございますが、いじめの解消につきましては、調査の時点でもう解消しているというのは、当然年度途中の調査でございます、8月時点での調査をかけたものでございます。よって、既にそれまでの間に発生いたしましたいじめに関しては、すぐに学校のほうでも対応いただいていると解釈してございまして、当然委員御指摘のように、加害の児童生徒についての指導も含めて、被害者を守るのはもちろんではございますが、加害の児童生徒に対する指導、あわせていじめの構造として、そこを取り巻く周りの子供たちが傍観的になっている部分、またそれをはやし立てる者等もおりますので、そういう学級での、また学年での、あるときには学校での指導等も含めて、各学校で適切に対応していただき、早期の解決につながっているものだと解釈してございます。

そういう点も含めて、先ほど教育長からも話のありましたとおり、研修会等においては、学校体制できちっと臨んでいただきたいということを中心に据えて、各学校からの参加の生徒指導主事、または主幹教諭の先生方に、1人の問題で抱えることなく、学校体制としていじめに関しては真摯に当たっていただきたいということを中心に説明、またお願いをしたいと考えてございます。

○**齊藤信委員** 簡単な話ではないと思いますけれども、私、教育委員会委員長のメッセージは見ました。それなりに気持ちの伝わるわかりやすいメッセージだったと思います。ただ、これを一過性にしないで、どの子にもどの学級にも起こり得ると、そのために本当に教師集団で問題を共有して取り組めるようなものにしていただきたい。

二つ目に、これは簡単に聞きますが、実は私この間大槌高校に行ってきました。復興の取り組みなども聞きましたが、実は県立大槌病院、大槌高校のグラウンドに再建整備をしたいというのが院長の強い要望でした。県立病院の再建というのは、安全な高台というのとスピードなのです。すぐ再建に着手できること、そして、医師の宿舎もないという中で、そういうのも一体的に整備したいと。私は、個人的には、あそこはいろんなことで適地だと。ただ、あそこは大槌町が統合小中学校の予定地にもしているのです。だから、これは最終的には大槌町のところで調整をしていただくことが必要なだけけれども、県立病院というのは夜も患者がいる、職員も働いている、そういうところで、そして命にかかわる問題で、これから山を造成してとかということでは間に合わないのです。そういう点で、この問題を県教育委員会としても、医療局から話もいっていると思うけれども、上手に町も含めて調整をしていただきたい。教育長、いかがでしょうか。

○**菅野教育長** 委員御案内のとおり、大槌町、ああいう状況でございます。なかなか公共施設を建てる場所がない。たまたま県立大槌高校につきましては、校舎も被災しませんでしたし、グラウンドもああいう状況でございます。したがって、非常に貴重な大槌町の土地であろうと。ただ一方で、委員御案内のとおり、大槌高校の子供たち、ことしの夏

の高校野球ではベストエイトまで残って、非常に大きな活躍をしてくれまして、やはりそういう子供たちの運動環境を守っていかなければならないという私どもの立場もござい  
ますので、そういった小・中・高等学校、それから地域住民の方々、大槌高校といたしま  
しても大槌の子供たちが行かれています学校ですので、大槌町、それからお話のありました医  
療局、よくそこは相談をさせていただいて、大槌町の住民の方、子供たちにとって何が  
一番いいのか、決して子供たちが困ることのないよう、私どもとしてもいろいろお話を、調  
整をさせていただきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 最後ですけれども、現役の先生から、上司である校長先生から不適格教員  
というレッテルを張られて、校内研修までさせられたと、こういう相談を受けて、事実確  
認をしました。そうしたら、いや、県教育委員会はそういう不適格教員と、協議も指示も  
したことがないと、こういう回答でした。少しリアルに紹介をして、県教育委員会の対応  
を改めてお聞きしたいのですけれども、平成20年2月13日にこの先生は校長室に呼ばれ  
て、県教委は君を問題のある教師に指定し、1年間●●高校で校内研修を受けてもらうこ  
とにした。研修の結果、改善が見られなければ教育センターでさらに1年間研修を受け  
てもらう。これが県教委の決定だと。不適格教員というのだったら、その根拠を示して  
いただきたい、県教委が決めたというなら文書があるのではないか、そういうことを求めま  
したけれども、そういうことは一切示さず、現実問題、新しい年度で3回にわたって、みず  
からの授業、副校長が指導に入って、授業が終わった後、生徒が見ているところで指導  
すると。まさに生徒の前でこの先生は不適格教員だというような指導が実際に行われました。  
●●さんが校長のときですが、この教員に対して不適格教員という、こういう校長からの  
提起や協議は、改めてあったのか、なかったのか。そして、不適格教員という場合に、ど  
ういうシステムでこの不適格教員というの認定されるのか、研修されるのか示してくだ  
さい。

○**土川県立学校人事課長** 委員御指摘のありました平成20年に●●高校の校長と岩手県  
教育委員会で、指導不適切、指導力不足ということで認定する、しないという協議をした  
ことはございません。

それから、指導力不足教員の状況についてでございますが、現在は指導が不適切である  
教諭等の定義として、指導が不適切である教諭等の認定の手續等に関する規則第2条第2  
項により、教科に関する専門的知識及び技術、学習指導及び生徒指導の方法、その他教員  
として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童等に対する指導を行わせ  
ることが適当ではない教諭等のうち、改善が見込まれる者と規定しております。

制度としては、課題を抱える教諭に対して経過観察と必要な指導を行い、改善が見られ  
ない場合、校内研修を実施、さらに専門家で組織する判定委員会の意見を聞いて判断し、  
総合教育センターで指導改善研修1年間を実施いたします。その指導改善研修の結果、判  
定委員会の意見を聞いて、復帰可、復帰不可、研修継続を決定いたします。復帰不可の場  
合、職種変更または分限免職となりますが、分限免職は法律上慎重にすべきとされており、

本人の意向を確認の上、職種変更を希望する場合は、その能力実証を行い、可否を判断するなど、他の職も含めて全ての職について適格性を検討し、判断することが求められています。この制度により、平成15年度からこれまでに判定された教諭は25人です。

県教育委員会としては、今後とも指導の課題を抱える教諭の実態把握に努め、校長の指導のもと事前に改善等を行うなど適切な措置を講じることにより、指導が不適切な教諭が児童生徒の指導に当たることがないようにして、学校教育に対する信頼向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、制度としてこういうのに乗せられる前に、校長のところで指導、あるいは教科内でお互いに授業を見合いながら、研究授業等を行う中で指導力の向上、あるいは非常に学力はあるのだけれども、生徒の指導、問題行動・・・。

○**斉藤信委員** 余計なこと言わなくていいから。今確認しました。そういう協議も決定もないと。校長が県教育委員会の決定だと言って、あなたは不適格教員だと校内研修をした、これはどういう問題ですか。

○**土川県立学校人事課長** 斉藤委員にお話のあった方はそのように捉えているとのことですが、その中で校長が何と言ったかというのは、現段階では私どもは把握できておりません。あるいはその以前に間接的にお話があったということも聞いておりますが、その時点で担当者が調べて、問題にするようなことではなかったということで、一度終わっていることだと考えております。

○**斉藤信委員** いやいや、そんな弁解を聞いているのではないのです。何度も何度もこの本人は確認して、不適格教員というのだったらその文書を示してください、根拠を示してくださいと。しかし、校内研修をされているのです、3回、事実問題として。だから、これはあなた方が事実確認は後でやったらいいと思うけれども、こういうケースはどうなりますか。教職員課総括課長、言ってください。これはパワハラであり、人権侵害ではないですか。いじめではないですか。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 今の件に関しまして、事実確認もいたしまして、その当時の職員にも聞いて、それでそういう事実ではないと聞いているところでございます。

(斉藤信委員「事実ではない」と呼ぶ) 事実としてそういうことがあったかどうかの確認がとれていないという状況でございますが、指導力不足であるかどうかの認定につきましては、私どものほうでは校長からの申請、あるいはそういう申し出を受けて十分協議をしてやっているところでございますので、そういうことはないものと思っています。もしそういう形で指導力不足というものについての制度を話しながら指導したということになれば、若干問題があるものと捉えますので、そういったときには管理職に対して指導すべきと考えています。

○**斉藤信委員** あなた方が調べたけれども、事実確認ができなかったと。本人に確認したのですか。誰に確認したのですか。誰に確認して事実がなかったと言うのですか。私は、克明な告発を受けていますよ。何月何日、校長がどう言ったと、何をされた。校内研修を

されたのは事実なのです。これ、その当時の副校長に確認してみてください。不適格教員という認定がなかったら、それはまさに人権侵害でしょう、違いますか。誰に確認したのですか。

○土川県立学校人事課長 済みません、確認をしたのは当時の副校長に確認しております。

○斉藤信委員 本人にも確認しなければだめでしょう。校長と教頭って一体なのだよ、あなた。それで校長になっているのだよ、副校長は。まあ、いい、わかった。

もう一つ、これ以上問題を広げたくはないのだけれども、この校長は、●●高校というのは9時まで仕事をするから●●高校だと、こうやって、進学一辺倒で指導したのです。これは●●●●高校に転勤してからも同じです。9時、10時まで。警備員から私鍵を借りているから何時まで仕事をしてもいいと、こう言ってやったのです。この校長先生の評価基準は進学率です。それだけと言ってもいい。この校長先生は、私は名誉のために言うけれども、一人の先生としては大変情熱的な力のある先生です。しかし、全ての教師にそういうことを押しつけたら、これはとんでもないことになってしまう。

それで、不幸な事件が一つ起きました。●●高校から●●●●高校に転勤させられたある教師が、●●●●高校の校長宛てに生徒を誘拐するというメールを出して逮捕された。これは許されない事件ですよ。許されない事件だけれども、人事異動に不満があったと裁判でしゃべっているのです。●●●●高校の先生に聞いたら、校長先生に同調する先生は一人もいなかったと。私は、そういう中での犠牲者の一人ではないかと思います。

だから、今私が具体的に人権侵害の問題はいつ何日、どういうことがあったのかということも示してやりました。実際に校内研修もさせられたと。その根拠がなかったということになったら、これは明確なパワハラであり、人権侵害だと思います。それはしっかり調べて対応していただきたい。いかがですか。

○土川県立学校人事課長 ●●校長が夜遅くまで残って、進学指導に熱心であったということはそのとおりでございます。ただ、●●高校時代は、●●校という定時制の学校もあるのですが、そのの……。

○斉藤信委員 定時制があるからやっているのではないのだよ。

○土川県立学校人事課長 いやいや、そうではなくて……

○斉藤信委員 俺は弁解聞いているのではないのだ。質問に答えてください。教育長、答えてください。いいよ、あなたは。教育長、答えてください。弁解聞いているのではないのだよ。

○菅野教育長 個別の事案について申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれ校長としてはそれぞれの教員の状況をよく把握し、また子供たちの状況を把握し、教員が働きやすい職場環境をつくるように努力すべきだろうと思っておりますので、そういった趣旨で引き続き各校長にはそれぞれの学校の職場づくりを求めていきたいと思っております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○根子副部長兼総務室長 総務部関係の議案について御説明申し上げます。

お手元の議案（その1）の6ページをお開き願います。平成24年度岩手県一般会計補正予算（第3号）ですが、10款教育費のうち9項私立学校費、2,262万円余の増額が総務部関係の補正予算であります。詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の73ページをお開き願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費は2,262万8,000円の増額補正であります。その内容ですが、右側の説明欄の上から順に、私立学校等授業料等減免補助は平成24年7月以降、高等学校等就学支援金の加算基準が変更されたことに伴い、加算基準対象外となる者を救済するため、高校生就学支援基金を活用して授業料減免に要する経費に対して助成しようとするものであります。

岩手県私学振興会貸付金は、岩手県私学振興会が私立学校の設置者に対して行う施設設備資金の貸し付けに要する原資を貸し付けしようとするものであり、新たな資金需要が明らかになったことによるものであります。

いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業費は、被災のため遺児、孤児または低所得世帯となった高等学校生徒に対し、教科用図書購入費、制服購入費、修学旅行費を給付するものであり、給付対象者が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には当委員会の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の11月の県外調査についてありますが、お手元に配付しております平成24年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので御参加願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします